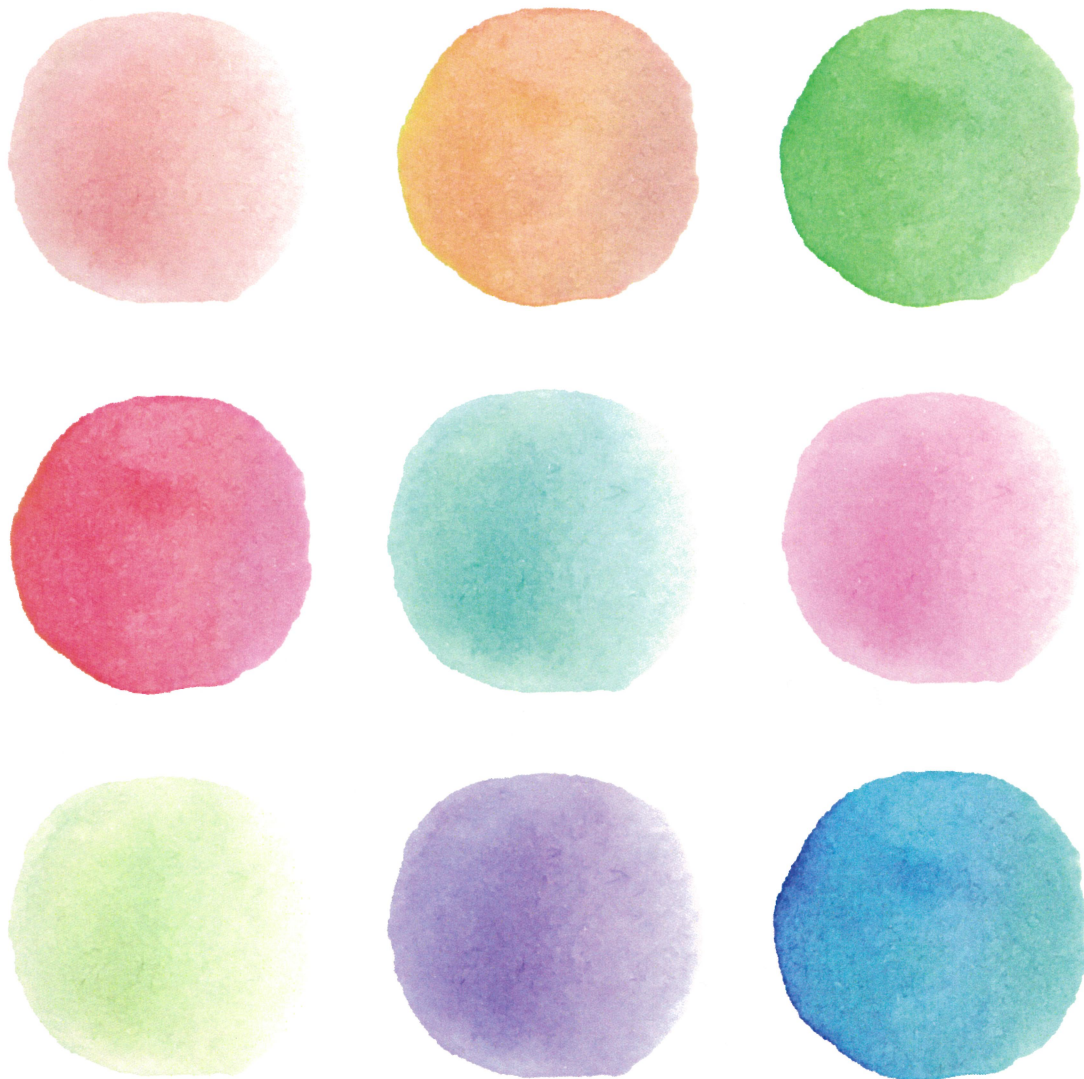


だれもが輝く共同参画のまち

# 第2次宮若市 男女共同参画基本計画



平成30年2月

宮 若 市



はじめに

## 「だれもが輝く共同参画のまち」をめざして

現在、少子・高齢化の進展、家族形態の変化、ライフスタイルや価値観の多様化など私たちを取り巻く環境が大きく変化している中、豊かで活力のある社会を築いていくため、男女が互いにその人権を尊重し責任を分かち合い、社会のあらゆる分野において対等な立場で参画し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

我が国では、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が制定されたことを皮切りに、平成 14 年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が、平成 28 年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が全面施行され、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が進められています。

本市においては、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進していくため、平成 22 年度に「第 1 次宮若市男女共同参画基本計画」を策定し、市民一人ひとりが性別に関わりなくお互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、地域、職場、家庭などのあらゆる場において、個性と能力を十分に発揮できるまちづくりを目指してまいりました。この計画期間の終了を受け、今回「第 2 次宮若市男女共同参画基本計画」を策定し、第 1 次計画に引き続き**“だれもが輝く共同参画のまち”**を目指して、今後とも市民の皆様、各種団体、事業所、関係機関と連携し、女性の活躍推進や誰もが安心して暮らせる社会など様々な施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びにあたり、本計画の策定におきましては、熱心にご議論いただきました、宮若市男女共同参画計画策定協議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリックコメントなどを通じて、貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係者各位に深く感謝申し上げます。

平成 30 年 2 月

宮若市長  
有吉英信





# ●●● 目 次 ●●●

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1. 宮若市男女共同参画基本計画策定の趣旨 .....	1
2. 男女共同参画推進の動き .....	2
『国際婦人年以降の国内外の主な動き』 .....	5
3. 計画の位置づけ .....	7
4. 計画の期間 .....	8
5. 計画の策定体制 .....	9
<b>第2章 宮若市の男女共同参画に係る現状</b> .....	<b>10</b>
1. 人口の動向 .....	10
2. 世帯の動向 .....	11
3. 出生の動向 .....	12
4. 婚姻の動向 .....	13
5. 女性の就労状況 .....	14
6. 市における政策・方針決定過程への女性の参画状況 .....	16
7. 市民意識調査の結果 .....	18
<b>第3章 第1次計画の進捗状況評価と今後の課題整理</b> .....	<b>28</b>
1. 第1次計画の施策進捗状況評価 .....	28
2. 今後の課題整理 .....	34
<b>第4章 基本理念、基本目標、施策の体系</b> .....	<b>38</b>
1. 基本理念 .....	38
2. 基本目標 .....	39
3. 施策の体系 .....	41

<b>第5章 具体的施策</b> .....	<b>43</b>
基本目標1 男女共同参画に向けた意識づくり .....	43
基本目標2 政策・方針決定過程への女性の参画 .....	53
基本目標3 男女が共に活躍できる就労環境づくり .....	57
基本目標4 男女共同参画の視点に立った仕事と家庭・地域活動の両立支援 ...	64
基本目標5 男女の人権が尊重されるまちづくり .....	68
基本目標6 安心して暮らせるまちづくり .....	73

<b>第6章 推進体制</b> .....	<b>77</b>
1. 庁内推進体制の整備 .....	77
2. 市民、各種団体、事業所、関係機関との連携 .....	77

## 資料編

1. 宮若市男女共同参画計画策定協議会 .....	79
2. 宮若市男女共同参画推進本部 .....	82
3. 用語解説 .....	86
4. 関係法令 .....	89

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 宮若市男女共同参画基本計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を負う社会です。

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが国際社会の動きと連動しながら着実に進められてきました。また、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会を実現するための基本理念と、国、国民、地方公共団体の責務が明らかにされました。

その後も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）の成立や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する事などが新たな課題となり、平成 27 年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が制定されました。

本市では、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、平成 19 年度に「第 1 次宮若市総合計画」を策定しており、この中では、女性と男性が互いに尊重し、対等なパートナーとして参画し、活躍できる男女共同参画社会の形成を重要課題と位置づけています。

これに基づき、平成 22 年度には、本市における男女共同参画を推進していくために、計画期間を平成 23 年度から平成 29 年度とする「第 1 次宮若市男女共同参画基本計画」（以下「第 1 次計画」という。）を策定しました。この計画期間の終了を受け、また、近年の男女共同参画社会の推進に関わる様々な社会動向を踏まえ、「第 2 次宮若市男女共同参画基本計画」（以下「第 2 次計画」という。）を策定いたします。

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく「市町村男女共同参画計画」であるとともに、「DV防止法」に基づく「市町村基本計画」、また「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。

---

## 2. 男女共同参画推進の動き

### (1) 世界の取り組み

1975年（昭和50年）、国際連合は「国際婦人年世界会議」を開催し、この年を「国際婦人年」と定め、これを契機に男女共同参画の世界的な取り組みが始まりました。

1979年（昭和54年）には、第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、1981年（昭和56年）に発効しました。この条約は、固定的な役割分担意識の変革を理念としており、その後の男女平等施策の基盤となりました。

1980年（昭和55年）には、第2回世界女性会議が開催、1985年（昭和60年）には第3回世界女性会議が開催され、西暦2000年に向けて各国が効果的措置をとるガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。また、1995年（平成7年）には、第4回世界女性会議が北京で開かれ、教育、人権など12の重大問題領域における戦略目標と取るべき行動を定めた「行動綱領」が採択され、女性の地位向上とエンパワーメント（知識の習得や能力の向上）を達成するための戦略目標及び行動計画が示されました。

2005年（平成17年）には、第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」）がニューヨークにおいて開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「成果文書」を再確認し、これらの完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める「宣言」が行われ、女性の地位に関する10の決議が採択されました。

2015年（平成27年）には、「北京宣言」及び「北京行動綱領」の採択から20年にあたる（「北京+20」）ことから、我が国における実施状況に関する報告書等を国連に提出し、同年「北京+20」を主要テーマとして開催された第59回国連婦人の地位委員会に、代表団が参加しました。



---

## (2) 国の取り組み

世界的な動きに連動して、我が国でも、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取り組みが進められてきました。

女子差別撤廃条約の批准のため、昭和 60 年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」が公布され、昭和 61 年に施行されました。

平成 4 年には「育児休業等に関する法律（育児休業法）」が施行、平成 11 年には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」が全面施行されました。

また、同年には「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。この法律では、女性のみならず、男性も含めてすべての人々が社会的・文化的に形成されたジェンダーに縛られず、個性と能力に基づいて共同参画する社会の形成を要請しています。

同法の規定に基づき、平成 12 年には、男女共同参画社会の実現に向けた「男女共同参画基本計画」が策定され、国はこの計画に基づき、地方公共団体及び国民との連携を一層強めつつ、男女共同参画社会の形成を期することとしています。その後本計画は改定され、平成 27 年には第 4 次計画が閣議決定されました。

このほか、法制度に関する動きとして、平成 13 年には「DV防止法」が制定されました。この法律は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としています。

平成 19 年には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和促進のための行動指針」が定められました。

平成 20 年には、男女共同参画推進本部において、女性の参画拡大を推進するための「女性の参画加速プログラム」を決定し、様々な分野において女性の参画促進を戦略的に進めるための基盤整備及び活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野について、重点的取り組みを推進することとされました。

その後、平成 24 年には、女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において、「女性の活躍推進による経済活性化」行動計画が策定され、平成 27 年には「女性活躍推進法」が成立しました。この法律は、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性が、その個性と能力を十分に発揮して活躍することを推進するため、その基本原則並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにし、男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進行、国民の需要の多様化、その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的としています。

---

### (3) 福岡県の取り組み

福岡県においても、女性の地位向上や男女共同参画社会の推進に向けた取り組みが、国際的な動向及び国の施策を受けて行われてきました。

昭和 53 年には「福岡県婦人関係行政推進会議」及び「福岡県婦人問題懇話会」が設置され、翌昭和 54 年には、女性担当窓口として「婦人対策室」を設置し、女性問題に取り組んできました。

また、具体的な推進に向けての指針として、昭和 55 年には婦人問題解決のための「福岡県行動計画」が策定され、平成 8 年の第 3 次「福岡県行動計画」へと取り組みが進められてきました。

そして平成 13 年には、「福岡県男女共同参画推進条例」が公布・施行され、平成 14 年には「福岡県男女共同参画計画」、平成 18 年には「第 2 次福岡県男女共同参画計画」が策定され、平成 23 年には第 3 次計画、平成 28 年には第 4 次計画が策定されています。

このほか、平成 18 年に策定された「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」は、平成 23 年には「第 2 次基本計画」、平成 28 年には「第 3 次基本計画」が策定されました。

一方、女性の活躍の取り組みを一層推進するため、行政、経済団体、関係団体が一体となって女性の活躍を支援し、将来に向けて活力ある福岡県をつくっていくことを目的として、平成 28 年に、官民連携の推進体制である「福岡県女性の活躍応援協議会」を設立しました。協議会では、各構成団体の実務者メンバーによる情報交換や意見交換を通じ、今後の取り組みについて検討を行いました。これを踏まえ、協議会が一体となって取り組みを進める上で目指すべき方向性を、「福岡の女性活躍行動宣言」として具体的な形にまとめ、採択しています。

## 『国際婦人年以降の国内外の主な動き』

年代	世界	日本	福岡県	
1975年 (昭和50年)	国際婦人年 国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議)(メキシコシティ) →「世界行動計画」採択	総理府に 「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」設置 「婦人問題担当室」設置		
国連婦人の10年 (1976年～1985年)	1976年 (昭和51年)			
	1977年 (昭和52年)	「国内行動計画」策定 「国内行動計画前期重点目標」発表		
	1978年 (昭和53年)		「福岡県婦人行政推進会議」設置 「福岡県婦人問題懇話会」設置	
	1979年 (昭和54年)	第34回国連総会 →「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択	「婦人対策室」設置	
	1980年 (昭和55年)	第2回世界女性会議(コペンハーゲン)→女子差別撤廃条約署名式	女子差別撤廃条約署名	婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出 「福岡県行動計画」策定
	1981年 (昭和56年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」発効	「国内行動計画後期重点目標」発表	
	1982年 (昭和57年)		女子差別撤廃条約批准に向けて国籍法等国内法制整備準備	「福岡県行動計画」改訂 婦人問題懇話会「福岡県行動計画の展開と課題」報告書提出
	1983年 (昭和58年)			
	1984年 (昭和59年)		国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律公布(S60.1.1施行)	
1985年 (昭和60年)	第3回世界女性会議(ナイロビ) →西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のための将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准 同条約発効	婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出	
1986年 (昭和61年)		「男女雇用機会均等法」施行	「婦人対策室」が「婦人対策課」へ組織改正、第2次行動計画策定	
1987年 (昭和62年)		「新国内行動計画」策定	婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出	
1988年 (昭和63年)		「改正労働基準法」施行		
1989年 (平成元年)		学習指導要領の改訂 (高等学校家庭科の男女必修等)		
1990年 (平成2年)	国連経済社会理事会→「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991年 (平成3年)		「新国内行動計画」(第1次改定)策定 「育児休業法」公布	婦人問題懇話会提言提出 「婦人関係行政推進会議」から「女性行政推進会議」へ、「婦人問題懇話会」から「女性政策懇話会」へ、「婦人対策課」から「女性政策課」へ名称変更	
1992年 (平成4年)		「育児休業法」施行		
1993年 (平成5年)	国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択			
1994年 (平成6年)	国際人口・開発会議(カイロ)	総理府政令一部改正により総理府に「男女共同参画室」と「男女共同参画審議会」設置		
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議(北京) →「北京宣言」及び「行動綱領」採択	「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	女性政策懇話会提言提出「行動計画策定に向けて」	
1996年 (平成8年)		「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定	第3次「福岡県行動計画」策定 「福岡県女性総合センター『(愛称)あすばる』」開館	
1997年 (平成9年)		「男女雇用機会均等法」改正		

年代	世界	日本	福岡県
1998年 (平成10年)			初の女性副知事誕生
1999年 (平成11年)		「改正男女雇用機会均等法」施行 「育児・介護休業法」全面施行 「男女共同参画社会基本法」公布・施行	「女性副知事サミット」開催
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)→「政治宣言」及び「成果文書」採択	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布 「男女共同参画基本計画」策定	「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」設置
2001年 (平成13年)		内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 「配偶者暴力防止法」公布・一部施行	「女性政策課」が「男女共同参画推進課」へ組織改正 「女性行政推進会議」が「男女共同参画行政推進会議」へ名称変更 「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」提言 「福岡県男女共同参画推進条例」公布・施行
2002年 (平成14年)		「配偶者暴力防止法」全面施行	「福岡県男女共同参画審議会」設置 「福岡県男女共同参画計画」策定
2003年 (平成15年)		「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行	「福岡県女性総合センター『あすばる』」が「福岡県男女共同参画センター『あすばる』」へ名称変更
2004年 (平成16年)		「配偶者暴力防止法」改正(保護命令の拡充など)「改正配偶者暴力防止法」施行「育児・介護休業法」改正(休業制度の拡充)	
2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位委員会(CSW)(北京+10)(ニューヨーク)	「次世代育成支援対策推進法」全面施行 「改正育児・介護休業法」施行 「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定	福岡県男女共同参画審議会答申 「第2次福岡県男女共同参画計画の考え方について」
2006年 (平成18年)		「男女雇用機会均等法」改正	「第2次福岡県男女共同参画計画」策定 「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
2007年 (平成19年)		「改正男女雇用機会均等法」施行 「配偶者暴力防止法」改正(保護命令の拡充など)	
2008年 (平成20年)		「改正配偶者暴力防止法」施行	
2009年 (平成21年)		「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制度導入の義務付けなど) 「女子差別撤廃委員会の最終見解公表」	
2010年 (平成22年)		「改正育児・介護休業法」施行 「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定	福岡県男女共同参画審議会答申 「第3次福岡県男女共同参画計画の考え方について」 「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の考え方について」
2011年 (平成23年)	「APEC女性と経済サミット」(WES)開催 サンフランシスコ宣言採択		「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 「第3次福岡県男女共同参画計画」策定
2012年 (平成24年)	第56回国連婦人の地位委員会(CSW)開催	「女性の活躍推進による経済活性化」行動計画策定	
2013年 (平成25年)		若者・女性活躍推進フォーラム開催 「我が国の若者・女性の活躍推進のための提言」提出 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	
2014年 (平成26年)	第58回国連婦人の地位委員会(CSW)開催		

年代	世界	日本	福岡県
2015年 (平成27年)	第59回国連婦人の地位委員会(CSW)(北京+20)(ニューヨーク)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」 公布・一部施行 「男女共同参画基本計画(第4次)」 閣議決定	福岡県男女共同参画審議会答申 「第4次福岡県男女共同参画計画の考え方について」 「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の考え方について」
2016年 (平成28年)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」 全面施行	「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定 「第4次福岡県男女共同参画計画」策定

参考：福岡県男女共同参画白書

### 3. 計画の位置づけ

- (1) 本計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、本市における「市町村男女共同参画計画」と位置づけます。

#### 【男女共同参画社会基本法第14条第3項】(抜粋)

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

- (2) 本計画は、国の「男女共同参画社会基本法」や「男女共同参画基本計画」「福岡県男女共同参画計画」の趣旨を踏まえ、宮若市における男女共同参画社会推進に向けた取り組みのための指針となるものです。
- (3) 本計画は、「宮若市総合計画」をはじめ、市の各種計画等と整合性を図り、あわせて市民の理解と協力のもと、市民、地域の各種団体、企業、行政等が一体となって推進するものです。
- (4) 本計画では、「基本目標2 政策・方針決定過程への女性の参画」、「基本目標3 男女が共に活躍できる就労環境づくり」、「基本目標4 男女共同参画の視点に立った仕事と家庭・地域活動の両立支援」を、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけ、女性の活躍推進に向けた取り組みを示します。

#### 【女性活躍推進法第6条第2項】(抜粋)

市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

(5) 本計画では、「基本目標5 男女の人権が尊重されるまちづくり」を「DV防止法」第2条の3第3項に基づく本市の「市町村基本計画」として位置づけ、DVの防止と、被害者の保護・自立支援に関する取り組みを示します。

【DV防止法第2条の3第3項】(抜粋)

市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

## 4. 計画の期間

本計画の期間は、市の上位計画である総合計画に合わせ、平成30年度から平成39年度までの10年間とします。

なお、社会動向の変化等を踏まえ、概ね5年程度で計画を見直します。

		年度									
		H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
国	男女共同参画基本計画 [※基本的な考え方 H28年度～H37年度] [施策の基本的方向等 H28年度～H32年度]	第4次									
県	福岡県男女共同参画計画 [H28年度～H32年度]	第4次									
宮若市	総合計画	第2次									
	男女共同参画基本計画	第2次									

---

## 5. 計画の策定体制

### (1) 宮若市男女共同参画社会に関する市民意識調査

計画の策定に先立ち、市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

#### 【調査設計及び回収結果】

調査対象者	宮若市に居住する 20 歳以上の方 2,000 人
有効回収率	739 人 (37.0%)
抽出方法	住民基本台帳データより無作為抽出
調査方法	郵送配布—郵送回収
調査期間	平成 29 年 6 月 23 日 (金) ~ 7 月 7 日 (金)

### (2) 宮若市男女共同参画計画策定協議会

学識経験者や、各種団体及び住民代表等で構成する「宮若市男女共同参画計画策定協議会」を設置し、計画内容等について意見をいただきました。

### (3) パブリックコメント（住民意見募集）の実施

計画案について、市民の皆さんからの意見を広く募集するため、市公式ホームページや市役所本庁舎等で公表し、パブリックコメント（住民意見募集）を実施しました。

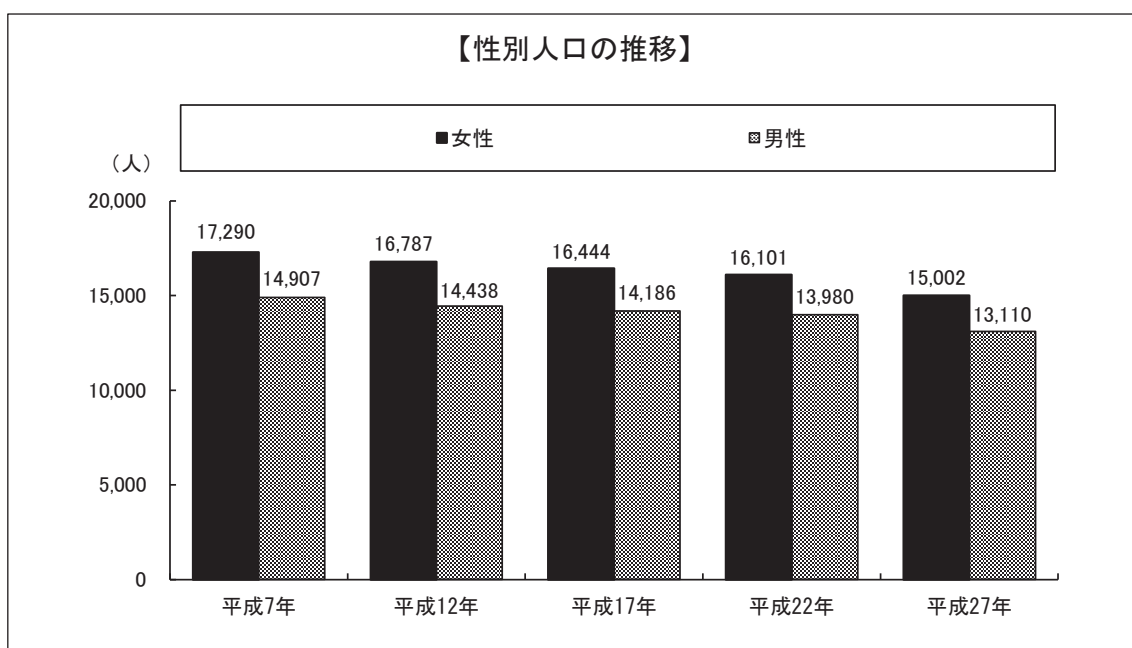
募集期間：平成 29 年 12 月 6 日（水）～平成 30 年 1 月 4 日（木）

## 第2章 宮若市の男女共同参画に係る現状

### 1. 人口の動向

本市の人口は、平成7年から平成27年までの20年間で、男女ともに減少が続いています。

第1次計画策定時の動向と同じく、人口減少が続いています。



	単位	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口総数	人	32,197	31,225	30,630	30,081	28,112
女性人口	人	17,290	16,787	16,444	16,101	15,002
男性人口	人	14,907	14,438	14,186	13,980	13,110
女性比率	%	53.7	53.8	53.7	53.5	53.4
男性比率	%	46.3	46.2	46.3	46.5	46.6

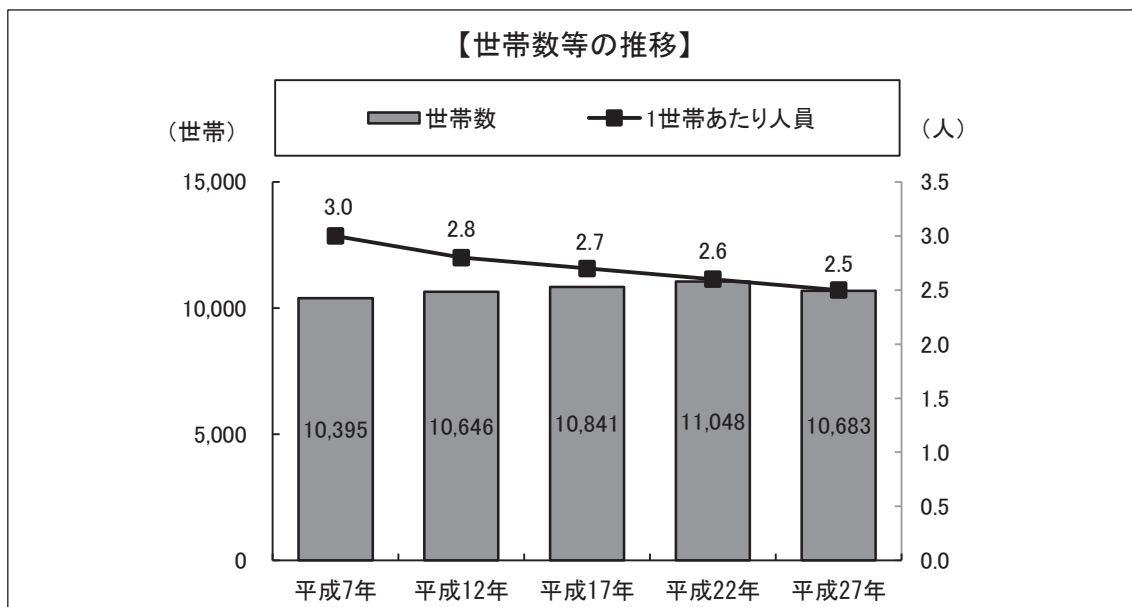
資料：国勢調査



## 2. 世帯の動向

本市の世帯数は、平成7年から平成22年までは増加傾向にありましたが、平成27年には減少に転じています。

1世帯あたりの人員については、平成7年以降は減少傾向にあります。



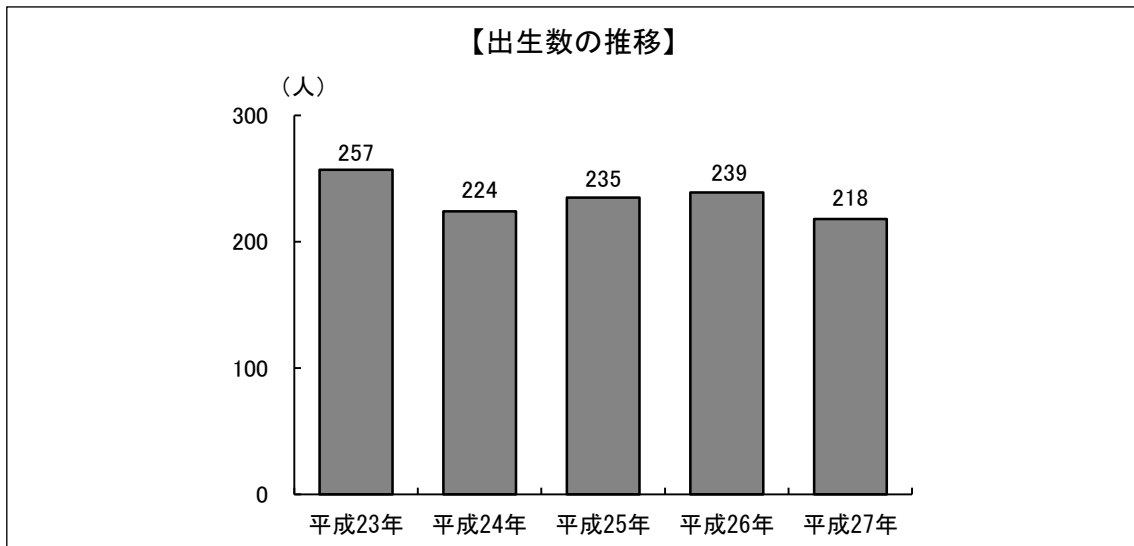
**【世帯数と平均世帯人員の県との比較】**

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数 (世帯)	宮若市	10,395	10,646	10,841	11,048	10,683
	福岡県	1,774,183	1,906,862	1,984,662	2,106,654	2,196,617
人口 (人)	宮若市	32,197	31,225	30,630	30,081	28,112
	福岡県	4,933,393	5,015,699	5,049,908	5,071,968	5,101,556
平均世帯人員 (人/世帯)	宮若市	3.0	2.8	2.7	2.6	2.5
	福岡県	2.7	2.6	2.5	2.3	2.3

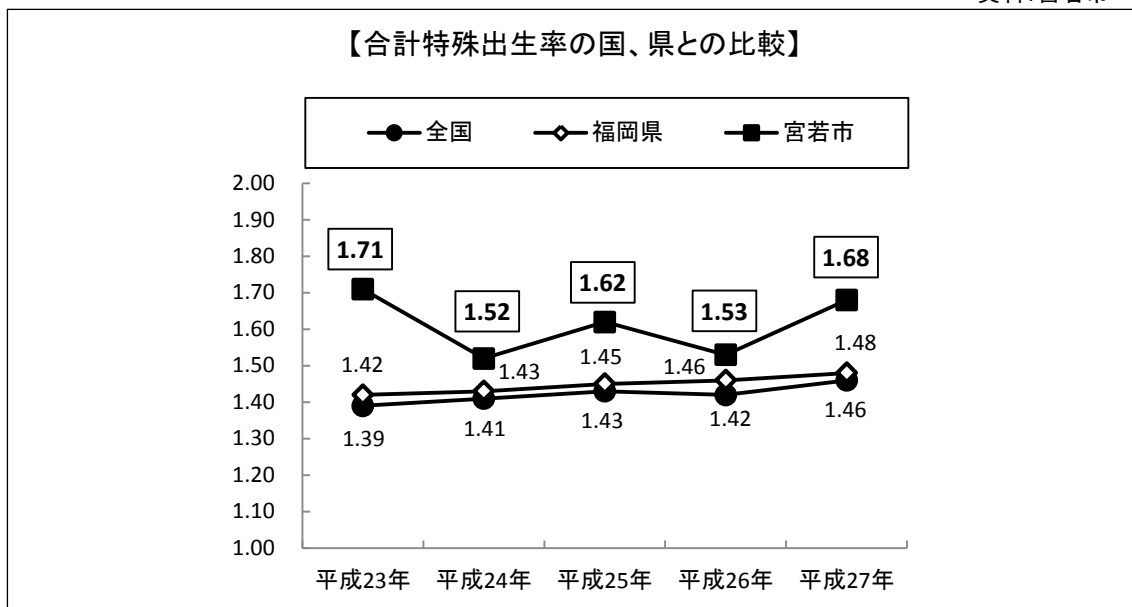
資料：国勢調査

### 3. 出生の動向

本市の出生数は、近年 200 人台前半で推移しています。  
合計特殊出生率は、福岡県や全国を上回っています。



資料: 宮若市

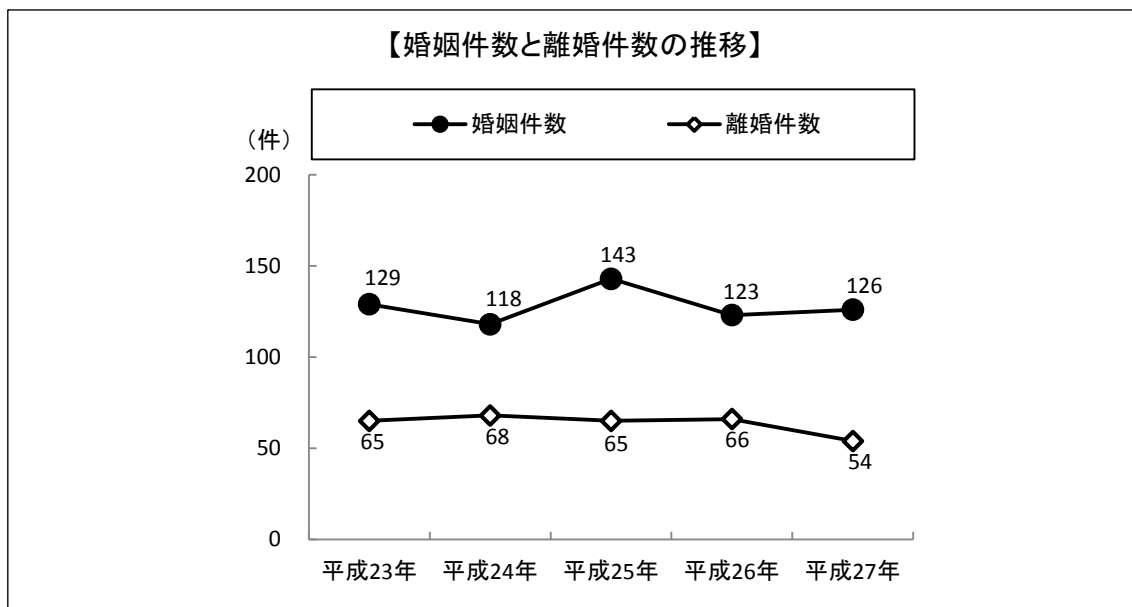


	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
宮若市	1.71	1.52	1.62	1.53	1.68
福岡県	1.42	1.43	1.45	1.46	1.48
全国	1.39	1.41	1.43	1.42	1.46

資料: 福岡県人口動態統計及び市資料

## 4. 婚姻の動向

本市の婚姻件数は、平成25年に一旦増加しましたが、平成26年には減少に転じています。離婚件数は、平成26年まで横ばいの傾向にありましたが、平成27年にはやや減少しています。



**【婚姻件数と離婚件数の県との比較】**

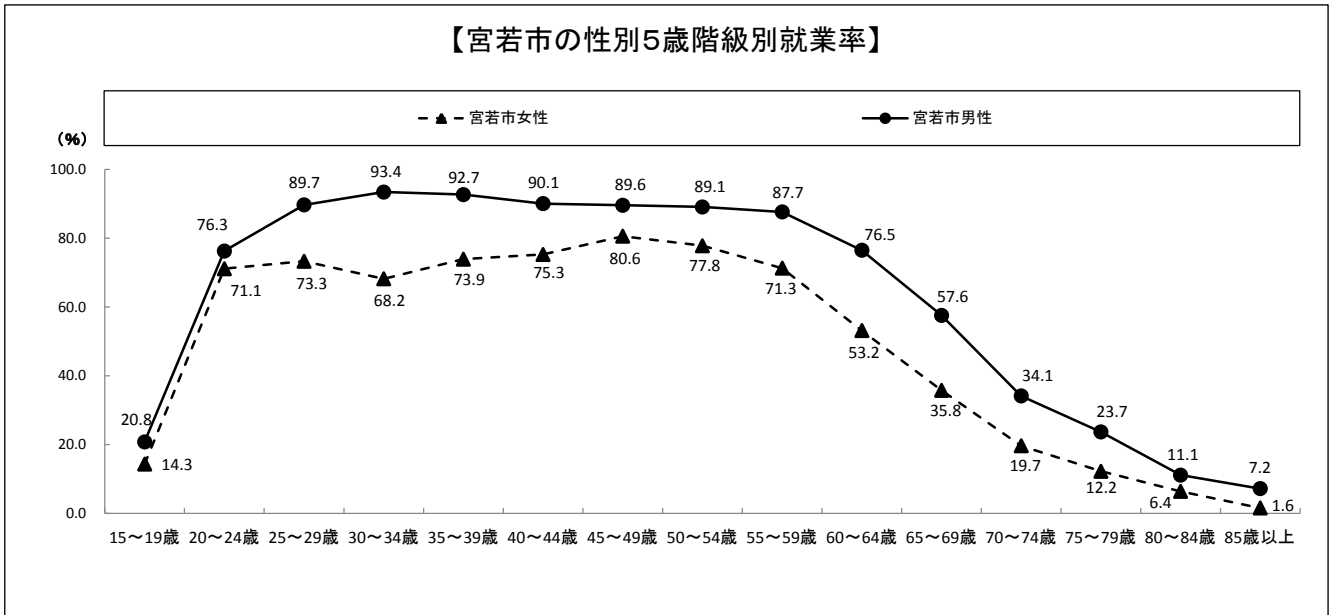
(単位:件)

	項目	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
宮若市	婚姻件数	129	118	143	123	126
	離婚件数	65	68	65	66	54
福岡県	婚姻件数	28,008	27,974	28,183	27,359	24,566
	離婚件数	10,653	10,541	10,290	9,981	10,063

資料: 福岡県人口動態統計

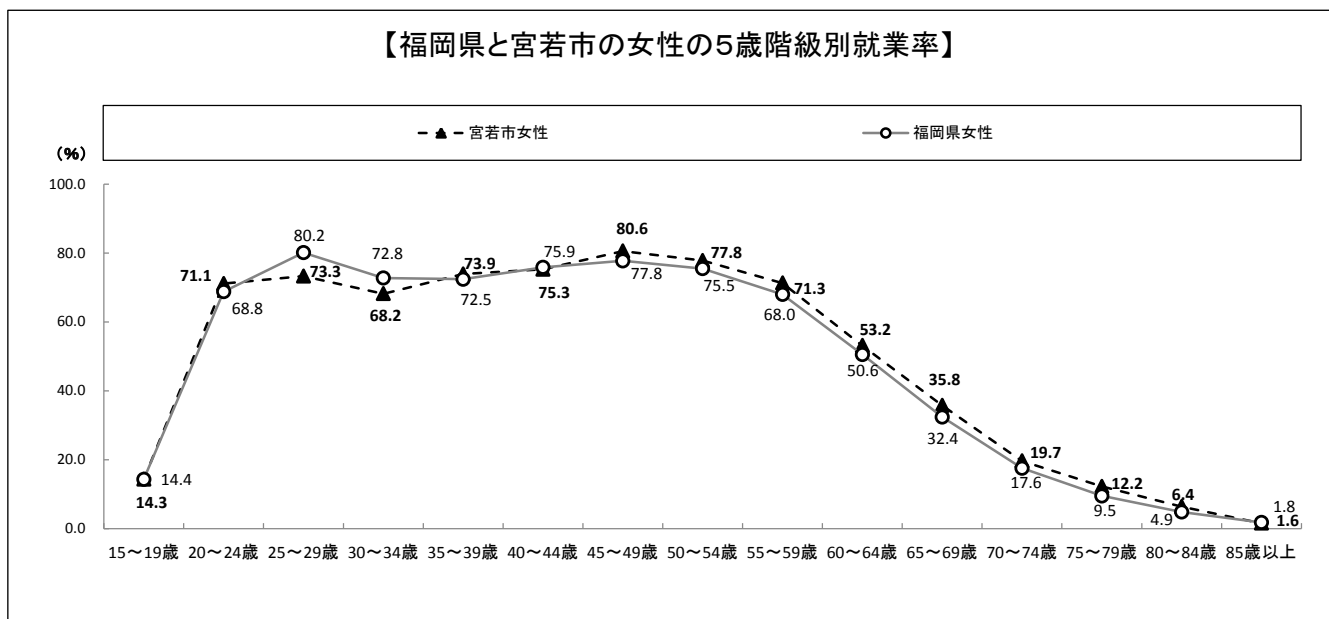
## 5. 女性の就労状況

本市の男女別の年齢階層別労働力率をみると、女性の20歳代後半から30歳代にかけては割合が低くなっており、いわゆるM字曲線を描く傾向にあります。



資料:平成27年国勢調査

福岡県との比較では、本市の20歳代後半と30歳代前半が、県に比べやや割合が低くなっています。



資料:平成27年国勢調査

【就業率の比較】

(単位:人、%)

	宮若市						福岡県		
	男性			女性			女性		
	労働者人口	就業者数	就業率	労働者人口	就業者数	就業率	労働者人口	就業者数	就業率
15歳以上総数	7,314	6,843	65.9	5,830	5,618	44.5	1,077,236	1,030,947	49.2
15～19歳	123	115	20.8	79	73	14.3	16,372	15,024	14.4
20～24歳	431	386	76.3	355	328	71.1	78,105	72,494	68.8
25～29歳	566	521	89.7	467	442	73.3	95,467	89,245	80.2
30～34歳	684	650	93.4	457	431	68.2	102,341	96,943	72.8
35～39歳	710	661	92.7	573	543	73.9	114,563	109,574	72.5
40～44歳	754	711	90.1	582	562	75.3	133,628	128,271	75.9
45～49歳	569	536	89.6	544	533	80.6	121,122	116,290	77.8
50～54歳	606	565	89.1	636	618	77.8	111,525	107,813	75.5
55～59歳	767	719	87.7	668	655	71.3	102,950	99,475	68.0
60～64歳	899	831	76.5	638	623	53.2	89,602	86,582	50.6
65～69歳	699	654	57.6	437	421	35.8	63,872	62,286	32.4
70～74歳	266	257	34.1	188	187	19.7	26,889	26,448	17.6
75～79歳	148	146	23.7	121	118	12.2	12,673	12,518	9.5
80～84歳	57	56	11.1	63	62	6.4	5,605	5,515	4.9
85歳以上	35	35	7.2	22	22	1.6	2,522	2,469	1.8

資料:平成 27 年国勢調査

## 6. 市における政策・方針決定過程への女性の参画状況

### (1) 審議会委員等における女性の登用状況

審議会委員等の女性の登用状況をみると、委員総数に占める女性比率は18.8%となっています。

#### ■地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用状況

委員総数（人）	うち女性委員数（人）	女性比率（%）
202	38	18.8

資料：宮若市 平成29年4月1日現在

委員会等の委員総数に占める女性比率は17.8%であり、女性委員のいない委員会もあります。

#### ■地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等の女性の登用状況

委員会・委員名	委員総数 （人）	うち 女性委員数（人）	女性比率 （%）
教育委員会	5	2	40.0
選挙管理委員会	4	2	50.0
人事委員会	3	1	33.3
監査委員	2	0	0.0
農業委員会	28	3	10.7
固定資産評価審査委員会	3	0	0.0
委員数合計	45	8	17.8

資料：宮若市 平成29年4月1日現在

### (2) 宮若市職員（課長、課長補佐級以上）の在籍状況

宮若市職員における女性の在職状況は、総職員数の38.1%です。課長・課長補佐級以上でみると、19.5%が女性となっています。

	総職員数 （人）	うち 女性の数 （人）	女性比率 （%）	うち課長・課長補佐級以上		
				総数 （人）	うち 女性の数 （人）	女性比率 （%）
平成29年	260	99	38.1	41	8	19.5

資料：宮若市 平成29年4月1日現在

### (3) 市議会議員の状況

宮若市の市議会議員は 18 人で、うち女性議員は 1 人、議員総数に占める女性比率は 5.6%となっています。

議員数 (人)	うち女性議員の数 (人)	女性比率 (%)
18	1	5.6

資料:宮若市 平成 29 年 4 月 1 日現在

### (4) 地域における役職への女性の参画状況

地域における役職に関する女性の参画状況は、自治会長で 1.3%、小学校 P T A 会長では 40.0%、中学校 P T A 会長では 0.0%となっています。

自治会長			小学校 P T A 会長			中学校 P T A 会長		
総数 (人)	うち 女性 (人)	女性 比率 (%)	総数 (人)	うち 女性 (人)	女性 比率 (%)	総数 (人)	うち 女性 (人)	女性 比率 (%)
80	1	1.3	5	2	40.0	2	0	0.0

資料:宮若市 平成 29 年 4 月 1 日現在

## 7. 市民意識調査の結果

第1次計画の策定時には、計画策定に先立ち平成21年度に実施した「宮若市男女共同参画に関する市民意識調査」、統計資料等と合わせ、国の第2次男女共同参画計画の施策の柱ごとに課題が抽出されています。

ここでは、その際抽出された課題の中から、可能なものについて、平成29年度に実施した「宮若市男女共同参画に関する市民意識調査」と比較することで、宮若市の男女共同参画に関する市民意識の変化と、第2次計画に対する課題の抽出を行いました。

### 1. 政策方針決定過程への女性の参画の拡大

#### ■平成21年度市民意識調査時点の現状

- ・男女の地位の平等感について、「政治や施策決定の場で」男性が優遇されていると感じている人が、全体で59.9%でした。

指標	宮若市男女共同参画に関する市民意識調査	
	平成21年度	平成29年度
「政治や施策決定の場で」男性が優遇されていると考える人の割合	全体：59.9% 男性：50.7% 女性：68.1%	全体：61.5% 男性：59.0% 女性：63.1%

#### ■平成29年度時点の課題

○市民意識調査結果の比較からは、政治や施策決定の場における男女の地位の平等感については、平成21年度から増加しており、この分野における男性の優遇感は強く、引き続き関連施策での取り組みが必要です。



## 2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

### ■平成 21 年度市民意識調査時点の現状

- ・男女平等や女性の地位向上をテーマとする話題に関心がある人は、全体で 62.0%と 6 割程度でしたが、一方で関心がない人も 4 割近くいました。
- ・男女の地位の平等感について、「社会通念・慣習・しきたりなどで」に関し、男性が優遇されていると感じている人が全体で 70.6%でした。

指標	宮若市男女共同参画に関する市民意識調査	
	平成 21 年度	平成 29 年度
「男女平等や女性の地位向上をテーマとする話題に関心がある」人の割合	全体：62.0% 男性：60.9% 女性：64.0%	全体：59.8% 男性：59.6% 女性：59.2%
「社会通念・慣習・しきたりなどで」男性が優遇されていると考える人の割合	全体：70.6% 男性：68.2% 女性：73.1%	全体：67.5% 男性：68.0% 女性：66.9%

### ■平成 29 年度時点の課題

- 市民意識調査結果の比較からは、男女平等や女性の地位向上をテーマとする話題に関心がある人は、平成 21 年度から減少しており、男女共同参画の推進のためには、多くの市民が関心を持つことが必要であるため、今後も男女共同参画社会の推進に関する情報提供や啓発への取り組みが必要です。
- 市民意識調査結果の比較からは、社会通念・慣習・しきたりなどでの男女の地位の平等感については、平成 21 年度から減少していますが、この分野における男性の優遇感は強く、引き続き関連施策での取り組みが必要です。

### 3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

#### ■平成 21 年度市民意識調査時点の現状

- ・就業を続ける上での障害に関して、資格・技能がない（女性 14.5%）、性別で待遇に差がある（女性 8.0%）といった回答は、男性より女性が多くなっていました。
- ・男女共同参画社会のために市が特に力を入れるべきこととして、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を望む人が、全体で 40.3%でした。

指標	宮若市男女共同参画に関する市民意識調査	
	平成 21 年度	平成 29 年度
就業を続ける上での障害に関して、資格・技能がない、性別で待遇に差があるといった回答の男女の割合	(資格・技能がない) 男性 8.4%、女性 14.5% (性別で待遇に差がある) 男性 2.0%、女性 8.0%	(資格・技能がない) 男性 : 7.1%、女性 14.1% (性別で待遇に差がある) 男性 1.0%、女性 10.5%
男女共同参画社会のために市が特に力を入れるべきこととして、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を望む人の割合	全体 : 40.3% 男性 : 39.1% 女性 : 41.6%	全体 : 42.9% 男性 : 42.0% 女性 : 43.0%

#### ■平成 29 年度時点の課題

- 市民意識調査結果の比較からは、就業を続ける上での障害に関して、資格・技能がない、性別で待遇に差があるといった回答の男女の割合は、平成 21 年度と大きな差はみられません。今後とも、男女ともに働きやすい就労環境整備に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- 市民意識調査結果の比較からは、男女共同参画社会のために市が特に力を入れるべきこととして、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を望む人の割合は、平成 21 年度と大きな差はありませんが、男女の雇用機会と待遇の確保に関する情報提供や啓発への取り組みを進めていく必要があります。

#### 4. 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

##### ■平成 21 年度市民意識調査時点の現状

- ・家族経営協定についての認知度は、全体で 24.9%でした。

指標	宮若市男女共同参画に関する市民意識調査	
	平成 21 年度	平成 29 年度
家族経営協定（※62 ページ参照） についての認知度	全体：24.9% 男性：27.6% 女性：22.9%	全体：24.5% 男性：28.0% 女性：21.4%

##### ■平成 29 年度時点の課題

○市民意識調査結果の比較からは、家族経営協定についての認知度は、平成 21 年度と大きな差はなく、一般に高い認知度ではありませんが、家族経営協定は農業者を対象とした施策であり、農業者における認知は良好であると思われます。

## 5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

### ■平成 21 年度市民意識調査時点の現状

- ・現状では、男性は仕事（32.3%）、女性は家庭生活（37.4%）を優先する割合が高くなっていましたが、希望としては、仕事と家庭生活を共に優先したいと考える人が、全体の 33.2% でした。
- ・男女共同参画社会のために市が特に力を入れるべきこととして、仕事と家庭の両立のための支援を望む人が、全体の 53.0% でした。

指標	宮若市男女共同参画に関する市民意識調査	
	平成 21 年度	平成 29 年度
現状で「仕事」を優先している人の割合	全体：23.6% 男性：32.3% 女性：16.7%	全体：24.6% 男性：33.7% 女性：17.8%
現状で「家庭生活」を優先している人の割合	全体：27.0% 男性：14.3% 女性：37.4%	全体：25.8% 男性：16.3% 女性：32.4%
仕事と家庭生活を共に優先したいと考える人の割合	全体：33.2% 男性：37.4% 女性：30.0%	全体：33.7% 男性：35.0% 女性：32.6%
男女共同参画社会のために市が特に力を入れるべきこととして、仕事と家庭の両立のための支援を望む人の割合	全体：53.0% 男性：49.2% 女性：56.2%	全体：48.2% 男性：48.7% 女性：48.4%

### ■平成 29 年度時点の課題

- 市民意識調査結果の比較からは、仕事と家庭生活を共に優先したいと考える人の割合は、平成 21 年度と大きな差はみられません。今後も、仕事と家庭生活の両立に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- 市民意識調査結果の比較からは、男女共同参画社会のために市が特に力を入れるべきこととして、仕事と家庭の両立のための支援を望む人の割合は、平成 21 年度と比較すると減少していますが、今後も仕事と家庭生活の両立に向けた取り組みが必要です。

## 6. 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

### ■平成 21 年度市民意識調査時点の現状

- ・男女共同参画社会のために市が特に力を入れるべきこととして、高齢者が安心して暮らせる環境の整備を望む人が全体の 46.7%でした。

指標	宮若市男女共同参画に関する市民意識調査	
	平成 21 年度	平成 29 年度
男女共同参画社会のために市が特に力を入れるべきこととして、高齢者が安心して暮らせる環境の整備を望む人の割合	全体 : 46.7% 男性 : 41.0% 女性 : 51.8%	全体 : 32.7% 男性 : 27.3% 女性 : 36.9%

### ■平成 29 年度時点の課題

○市民意識調査結果の比較からは、男女共同参画社会のために市が特に力を入れるべきこととして、高齢者が安心して暮らせる環境の整備を望む人の割合は、平成 21 年度と比較すると減少しています。しかし、近年、高齢化が進行するなかでは、今後も高齢者が安心して暮らしていくことのできる環境整備は重要です。

## 7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### ■平成 21 年度市民意識調査時点の現状

- ・パートナー（配偶者・恋人）からの暴力行為を受けた人では、どこ（だれ）にも相談しなかった人が、全体では 46.8%でした。
- ・パートナー（配偶者・恋人）からの暴力防止に向けて相談しやすい窓口の整備や被害者保護の体制整備が望まれていました。

指標	宮若市男女共同参画に関する市民意識調査	
	平成 21 年度	平成 29 年度
パートナー（配偶者・恋人）からの暴力行為を受けた人で、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合	全体：46.8% 男性：58.6% 女性：41.0%	全体：39.0% 男性：49.1% 女性：31.7%
パートナー（配偶者・恋人）からの暴力の防止について、相談窓口の設置や被害者保護の体制の整備を希望する割合	（相談窓口の設置） 全体：39.7% 男性：38.0% 女性：41.6%	（相談窓口の設置） 全体：37.2% 男性：33.0% 女性：40.1%
	（被害者保護の体制の整備） 全体：40.5% 男性：38.9% 女性：42.1%	（被害者保護の体制の整備） 全体：43.0% 男性：46.7% 女性：40.1%

### ■平成 29 年度時点の課題

○市民意識調査結果の比較からは、パートナー（配偶者・恋人）からの暴力行為を受けた人で、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合は、平成 21 年度と比較すると減少しています。しかし、近年、ドメスティック・バイオレンス（DV）の増加や深刻化などが指摘されるなかでは、早期発見・早期対応につながる相談窓口の整備や被害者保護の体制整備は重要です。

## 8. 生涯を通じた女性の健康支援

### ■平成 21 年度市民意識調査時点の現状

- ・生涯を通じた女性の健康支援を望む人は、男性で 6.0%、女性で 11.9%でした。

指標	宮若市男女共同参画に関する市民意識調査	
	平成 21 年度	平成 29 年度
男女共同参画社会のために市が特に力を入れるべきこととして、生涯を通じた女性の健康支援を望む人の割合	全体 : 9.2% 男性 : 6.0% 女性 : 11.9%	全体 : 5.7% 男性 : 3.0% 女性 : 7.5%

### ■平成 29 年度時点の課題

○市民意識調査結果の比較からは、男女共同参画社会のために市が特に力を入れるべきこととして、生涯を通じた女性の健康支援を望む人の割合は、平成 21 年度と比較すると減少しています。しかし、健康の保持・増進に向けた健康支援は重要であり、今後も生涯を通じた女性の健康支援が必要です。

## 9. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

### ■平成 21 年度市民意識調査時点の現状

- ・男の子は理系、女の子は文系という考え方には、反対する人は全体で 54.3%でした。
- ・女の子に経済的に自立できるような職業教育をすることに対しては、賛成する人が全体で 89.0%でした。
- ・男の子に生活に必要な技術を身につけさせる教育については、賛成する人が全体で 87.4%でした。

指標	宮若市男女共同参画に関する市民意識調査	
	平成 21 年度	平成 29 年度
男の子は理系、女の子は文系という考え方には反対する人の割合	全体：54.3% 男性：53.2% 女性：55.5%	全体：50.7% 男性：51.0% 女性：51.0%
女の子に経済的に自立できるような職業教育をすることに対して賛成する人の割合	全体：89.0% 男性：86.0% 女性：91.7%	全体：91.6% 男性：92.0% 女性：91.5%
男の子に生活に必要な技術を身につけさせる教育について賛成する人の割合	全体：87.4% 男性：82.1% 女性：91.8%	全体：89.1% 男性：87.7% 女性：90.4%

### ■平成 29 年度時点の課題

- 市民意識調査結果の比較からは、男の子は理系、女の子は文系という、男女で固定的な教育を受けさせる考え方に反対する割合は、平成 21 年度と比較すると減少しています。今後もそれぞれの個性に応じた、多様な選択のできる教育環境は重要です。
- 市民意識調査結果の比較からは、女の子に経済的に自立できるような職業教育や、男の子に生活に必要な技術を身につけさせる教育に賛成する人の割合は、平成 21 年度に比べて増加しています。今後も、それぞれの個性に応じて多様な選択のできる教育環境の整備が必要です。



## 10. 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

### ■平成 21 年度市民意識調査時点の現状

- ・防災・まちおこしへの男女共同参画の推進を望む人は、女性 4.7%、男性 12.0%でした。

指標	宮若市男女共同参画に関する市民意識調査	
	平成 21 年度	平成 29 年度
男女共同参画社会のために市が特に力を入れるべきこととして、防災・まちおこしにおける男女共同参画の推進を望む人の割合	全体：8.0% 男性：12.0% 女性：4.7%	全体：6.6% 男性：9.0% 女性：5.2%

### ■平成 29 年度時点の課題

○市民意識調査結果の比較からは、防災・まちおこしへの男女共同参画の推進を望む人の割合は、平成 21 年度と 29 年度ともに高い数値ではありません。しかし、近年大規模な災害が発生するなかで、避難体制について男女に対する配慮への指摘があり、また、これまで女性の参画が十分でなかった防災・まちおこし分野への参画促進により、新たな視点からの取り組みが期待されることから、男女共同参画の推進は重要です。

## 第3章 第1次計画の進捗状況評価と今後の課題整理

ここでは、第1次計画の基本目標における、施策目標について進捗状況の評価を行い、第2次計画で取り組むべき課題の整理を行います。

### 1. 第1次計画の施策進捗状況評価

以下の施策状況評価一覧は、施策ごとに所管課が進捗状況を確認し、その達成状況について評価を行ったものです。

※評価（達成状況） 「A」（概ね達成できた）、「B」（達成には至らないが、取り組み中）、「C」（未実施）で行っています。

#### 【第1次計画】

##### 1. 男女共同参画に向けた意識づくり

##### (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

施策の概要	※評価 (達成状況)
<b>1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進</b> ・ 広報紙や市のホームページ等を活用した啓発を推進し、県や国の取組についても積極的に情報収集・提供を行います。	A
・ 地域や職場などでの男女に偏りがある社会制度・慣行に対し、男女共同参画の視点に立った啓発を行います。	B
・ 家庭において家族が協力し、男女がともに責任を担うことについての意識啓発を行います。	A
<b>2) あらゆる機会をとらえた啓発活動の推進</b> ・ 国の男女共同参画週間や県の男女共同参画の日などと合わせた取組や、地域行事等の市民が集まる場を活用した啓発を行い、男女共同参画の浸透を図ります。	B

## (2)男女共同参画に向けた教育・学習機会の充実

施策の概要	※評価 (達成状況)
<b>1)就学前教育における男女共同参画の推進</b> ・人間形成の基礎が養われる幼児期に、男女がともに協力することやお互いを思いやることの大切さを教えるなど、男女共同参画の視点に立った就学前教育を推進します。	A
<b>2)学校教育における男女共同参画の推進</b> ・日常的に学校生活のあらゆる場において男女共同参画の視点に立った指導を行います。	A
・性別にとらわれず、一人ひとりにあった教育・学習機会の提供、進路指導を行うとともに、職業体験などを通じて働く事の重要性などの職業意識を育てます。	B
・奉仕等勤労体験を通じて、思いやりの心を育むとともに、家庭科教育等で男女がともに家庭を築くことの大切さを教えます。	B
・発達段階に応じて、性に関する教育を行い、性差に対する正しい認識を育てます。	B
・教職員に対し、男女共同参画についての情報提供等を行い、共通認識をもって指導に取り組みます。	A
<b>3)生涯学習における男女共同参画の推進</b> ・生涯学習の場において、男女共同参画推進の意義等について理解を深める取組を行います。	B
・生涯学習において、性別や年齢を問わず、エンパワーメント（知識の習得や能力の向上）を支援します。	B
・自ら学ぶことを支援するため、図書館において、男女共同参画に関する図書を整備を図ります。	B
<b>4)家庭教育や地域での教育における男女共同参画の推進</b> ・保護者に対し、性別にとらわれず個性を伸ばすことなどの男女共同参画に関する情報提供を図ります。	B
・子育て講座などで、男女共同参画に関する啓発を行います。	A
・ボランティア団体等とも連携し、地域の活動において、男女共同参画の視点で取組ができるように地域の団体に向けた啓発を行います。	B

## 2. 政策・方針決定過程への女性の参画

### (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

施策の概要	※評価 (達成状況)
<b>1) 審議会等への女性の登用の推進</b>	
・ 政策・方針決定過程に関わる女性が少ないことについて、女性が参画することへの意義について啓発を推進します。	A
・ 審議会等委員に関して、女性枠を設けた公募委員の募集を行うなど、選出方法について検討します。	B
<b>2) 市行政における女性職員の登用及び職域の拡大</b>	
・ 女性職員の登用を幅広く行うとともに、従来からの男女の業務分担体制の見直しを行い、職域の拡大に取り組みます。	A
・ 男女共同参画について、研修や情報提供などを通じた職員の意識啓発に取り組みます。	B
・ 女性職員の人材育成に努めます。	B
<b>3) 地域団体等における女性の登用の推進</b>	
・ 地域団体に向けて、女性の登用に関する啓発を図るとともに、地域で活躍する女性が方針決定に関わり、能力を発揮できるよう、研修会などを通じた女性リーダーの育成に取り組みます。	B
<b>4) 事業所における女性の登用の推進</b>	
・ 女性の登用、人材の育成について、事業所に対する啓発に努めます。	B

## 3. 就業の場における男女共同参画の推進

### (1) 雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の概要	※評価 (達成状況)
<b>1) 事業所に向けた男女共同参画についての啓発の推進</b>	
・ 男女が職場で能力を発揮するための、男女雇用機会均等法や労働基準法の遵守について、事業所への啓発を図ります。	B
・ 出産や子育てなどがあっても就業を継続できるよう、事業所に対し育児・介護休業法の遵守・活用についての啓発を図ります。	B
<b>2) 多様な就業ニーズに対する情報提供</b>	
・ 育児・介護休業法に関して労働者への周知を図ります。	B
・ 育児や介護を理由に一旦退職した人に対して、再就職のための情報提供を行います。	B
・ 起業や短時間勤務など多様な働き方について情報提供を行います。	B

## (2) 農業・商工業等自営業における男女共同参画の確立

施策の概要	※評価 (達成状況)
<b>1) 農業・商工業等の分野における女性の参画の推進</b> ・ 農業・商工業等の分野においても、固定的な性別役割分担の解消についての啓発に努めます。	B
・ 農業分野における女性の地位向上を図るため、家族経営協定の締結を推進します。	B
・ 商工業等の分野において、女性の労働の適正な評価が得られるよう、啓発に努めます。	B
<b>2) 農業・商工業等の分野における女性の自主的な活動の支援</b> ・ 農業・商工業等の分野における女性グループに対し、活動の支援に努めます。	B
・ 農業・商工業等の分野においても、資格の取得を目指す女性に対して、情報提供を行います。	B

## 4. 男女共同参画の視点に立った仕事と家庭・地域活動の両立支援

### (1) 仕事と家庭・地域活動の両立の支援

施策の概要	※評価 (達成状況)
<b>1) ワーク・ライフ・バランスについての啓発の推進</b> ・ 仕事と生活の調和について、事業主とともに労働者に対し、理解を深めるための情報提供等を行います。	B
・ 家事・育児・介護等への男性の参画について、子育て、介護講座等への参加促進を図ります。	B
<b>2) 子育て支援、介護支援の充実</b> ・ 子育て、介護に関するサービスの充実に努めるとともに、情報提供を行います。特に子育て中の労働者に対しては、保育サービス等の充実に努めることで、仕事と子育ての両立を支援します。	B
<b>3) ひとり親家庭等への支援</b> ・ ひとり親家庭等に対し相談支援を行うとともに、就労や生活面での支援や情報提供を行います。	A
<b>4) 地域活動への参加促進</b> ・ 地域活動についての情報提供を通じ、活動内容の周知と参加促進を図ります。	B

## 5. 男女の人権が尊重されるまちづくり

### (1) 女性に対する暴力の根絶と被害者の支援

施策の概要	※評価 (達成状況)
<b>1)ドメスティック・バイオレンス(DV)防止対策の推進</b> ・ドメスティック・バイオレンス(DV)の根絶に向けた啓発を図ります。	A
・ドメスティック・バイオレンス(DV)に関しての相談窓口の設置に向けた取組を行うとともに、関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。	B
<b>2)セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)防止対策の推進</b> ・セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)防止に関して、事業主の認識を高めるなどの啓発を図ります。	B
・セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)に関しての相談窓口の設置に向けた取組を行うとともに、関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。	B
<b>3)被害者の支援</b> ・被害者に救済等が必要な場合には、関係機関と連携して支援を行います。	B
・被害者やその家族に対して、早期に安心して自立した生活が送れるよう、関係機関と連携し、状況に応じた支援を行います。	B

## 6. 安心して暮らせるまちづくり

### (1) あらゆる分野への男女共同参画の推進

施策の概要	※評価 (達成状況)
<b>1)防災分野等における男女共同参画の推進</b> ・男女の心身への配慮や犯罪の防止など、性別でのニーズに応じた防災・災害復興対策を推進します。	B
・防災・防犯活動を行う団体に対する育成や支援を行い、活動の促進を図るとともに、女性の参画の拡大を図ります。	B
<b>2)まちづくり等における男女共同参画の推進</b> ・地域の特性を活かしたまちづくり、観光、環境等の分野において、女性の意見を反映させるなど、男女で参画に偏りがある分野における男女共同参画の推進を図ります。	B

## (2) 高齢者・障がい者等が安心して暮らせる条件の整備

施策の概要	※評価 (達成状況)
<b>1) 高齢者・障がい者等の自立支援</b> ・ 高齢者が自分らしく充実した生活を送ることができるように、介護予防に向けた取組を推進します。	A
・ 高齢者、障がい者等の自立した生活を支援するため、住環境等の整備や生活支援、災害時等の支援の充実に努めます。	A
<b>2) 高齢者・障がい者等の社会参画に向けた取組</b> ・ 高齢者・障がい者等の社会的に弱い立場に置かれている人も含め、地域が一体となって皆で支え合い、協力することについての意識づくりを進めます。	A
・ 高齢者・障がい者等が社会の中で役割を果たし、生きがいをもって生活できるようにするため、就労や地域活動への更なる参画促進に向けた体制づくりに努めます。	A
<b>3) 児童や高齢者等への虐待の根絶と被害者の支援</b> ・ 児童、高齢者、障がい者等の社会的に弱い立場に置かれている人に対する虐待の防止について啓発を行うとともに、各種サービスの充実により家族等の援助者の支援に努めます。また、被害者に対する支援にも取り組みます。	B

## (3) 生涯を通じた男女の健康支援

施策の概要	※評価 (達成状況)
<b>1) 男女の健康保持・増進に向けた取組の推進</b> ・ 疾病の早期発見・予防のため、各種検診の推進を図るとともに健康相談や健康に関する情報提供に努めます。	A
・ スポーツ活動や健康教室等への参加促進を図るとともに、健康や介護予防に関する講座等を行い、健康の保持・増進を支援します。	B
・ 心の健康についての情報提供や相談しやすい環境づくりに努めます。	B
<b>2) 妊娠、出産に伴う女性の健康支援</b> ・ 妊婦健康診査の推進や乳幼児の訪問指導などを通じ、女性を心身ともに支援します。	B
<b>3) 性に関する権利や薬物等に関する情報提供</b> ・ 喫煙や薬物などが身体にもたらす影響などについて情報提供に努めます。	B
・ 子どもをいつ何人産むかなどを決めることなど、女性が自らの性について自己決定できる権利などを意味するリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康・権利）について、意識の浸透を図ります。	C

## 2. 今後の課題整理

ここでは、第1次計画における、基本目標、施策目標ごとに、第2次計画で取り組むべき課題の整理を行っています。

### 基本目標1. 男女共同参画に向けた意識づくり

- (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- (2) 男女共同参画に向けた教育・学習機会の充実

- ①市民意識調査結果からは、多くの分野で男性が優遇されていると感じる人の割合が高くなっており、特に「社会通念・慣習・しきたりなど」では高い割合を占めています。こうした状況からは、男女共同参画に関する啓発を進め、あらゆる分野で男女が平等な立場で参画できるための取り組みが求められています。
- ②男女共同参画に関する意識の醸成のためには、就学前からの教育の実施や、その後のライフステージに応じた様々な教育の機会を提供していくことが求められています。
- ③施策進捗状況評価からは、市の広報は概ね達成できたとなっていますが、学校教育の場での教育に関する取り組みや地域や職場などに向けた啓発は、達成には至らないが取り組み中となっています。

#### 抽出課題

意識啓発や教育等については、長期的な視点からの取り組みが必要であることから、第1次計画では達成には至らなかったが取り組み中であった、地域や職場向けの啓発等に重点を置きながら、第2次計画においても長期的な視点からの取り組みが課題となっています。



## 基本目標2. 政策・方針決定過程への女性の参画

### (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

- ① 市民意識調査結果からは、女性が増えた方が良いと思う職業や役職として、市長や議員、市役所や企業の管理職などが高い割合を占めています。
- ② 市の政策・方針決定過程への女性の参画状況については、第1次計画から大きな変化はみられません。男女の視点を取り入れた政策・方針決定を進めていくためには、女性の参画の向上は今後も課題となります。
- ③ 施策進捗状況評価からは、事業所に対する女性登用推進のための啓発活動が、達成には至らないが取り組み中となっています。

#### 抽出課題

政策・方針決定過程への女性の参画は低い状況であることから、今後も女性の参画に向けた取り組みが課題となっています。

## 基本目標3. 就業の場における男女共同参画の推進

### (1) 雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保

### (2) 農業・商工業等自営業における男女共同参画の確立

- ① 市民意識調査結果からは、男女の就業環境について差がみられます。また、女性の就業率が、20歳代後半から30歳代の出産・子育て期に下がっており、就労継続に対する支援として、子育て支援を望む声も多く挙げられています。
- ② 国は、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために「女性活躍推進法」を成立させ、市町村は「市町村推進計画」の策定について努めるものとされています。
- ③ 施策進捗状況評価からは、事業所に対する男女共同参画についての啓発や、労働者に向けた多様な就業ニーズに対する情報提供が、達成には至らないが取り組み中となっています。

#### 抽出課題

男女の就労環境の格差是正と就労継続支援に関する取り組みや、事業所に対する男女共同参画についての啓発等が課題となっています。また、女性活躍推進法の趣旨に基づき、本市においても、市町村推進計画の策定が課題となっています。(※第2次計画を市町村推進計画として位置づけます。)

## 基本目標4. 男女共同参画の視点に立った仕事と家庭・地域活動の両立支援

### (1) 仕事と家庭・地域活動の両立の支援

- ①市民意識調査結果からは、仕事と家庭を両立させたいと希望する人が多いにもかかわらず、男性は仕事、女性は家庭生活を優先している割合が高くなっています。
- ②市民意識調査結果からは、男女共同参画社会のために市が取り組むべきこととして、仕事と家庭を両立させるための支援を望む人の割合が高くなっています。
- ③施策進捗状況評価では、ワーク・ライフ・バランスについての啓発の推進や地域活動の参加促進が、達成には至らないが取り組み中となっています。また、事業主とともに、労働者に対する情報提供についても、達成には至らないが取り組み中となっています。

#### 抽出課題

仕事と家庭の両立支援に向けた様々な取り組みやワーク・ライフ・バランスの推進が課題となっています。今後は事業主への働きかけ等、新たな情報提供の方法などについても検討していく必要があります。

## 基本目標5. 男女の人権が尊重されるまちづくり

### (1) 女性に対する暴力の根絶と被害者の支援

- ①市民意識調査結果からは、パートナー（配偶者・恋人）からの暴力行為を受けた人でもどこ（だれ）にも相談しなかった人の割合は高く、近年、被害の深刻化などが指摘されています。
- ②市民意識調査結果からは、パートナー（配偶者・恋人）からの暴力の防止について、相談窓口の設置や被害者保護の体制整備を希望する割合が高くなっています。
- ③国は、多くの場合、配偶者等からの暴力の被害者が女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっているという現状を受け、「DV防止法」を成立させ、DV防止と被害者保護のための取り組みに向け、市町村は「市町村基本計画」を策定するよう努めるものとされています。

#### 抽出課題

今後とも、相談体制の充実を図り、ドメスティック・バイオレンス(DV)の早期発見・早期対応及び被害者の保護に向けた取り組みを継続していく必要があります。また、DV防止法の趣旨に基づき、本市においても、市町村基本計画の策定が課題となっています。（※第2次計画を市町村基本計画として位置づけます。）

## 基本目標6. 安心して暮らせるまちづくり

### (1)あらゆる分野への男女共同参画の推進

### (2)高齢者・障がい者等が安心して暮らせる条件の整備

### (3)生涯を通じた男女の健康支援

- ①近年、大規模な自然災害が発生するなか、防災及び避難体制や避難生活に対しても、男女の視点から様々な配慮が必要であると指摘されています。また、これら防災分野にとどまらず、まちづくりなどあらゆる分野に女性の参画を進めることで、新たな視点、発想が取り入れられ、活動が活性化するなどの効果も期待されます。
- ②近年の社会動向から、高齢者、障がい者、ひとり親家庭、生活困窮者、性同一性障害者など、あらゆる人たちが差別を受けることなく安全に暮らしていくことのできる環境整備は急務となっています。市では、地域福祉計画をはじめ、高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、障がい者計画・障がい福祉計画等の個別計画により、様々な施策を展開していますが、この中にも男女共同参画の視点が盛り込まれることが必要です。
- ③生涯を通じた男女の健康支援については、ライフステージに応じた取り組みが課題となっています。

#### 抽出課題

今後も、防災分野をはじめとするあらゆる分野への女性の参画推進に向けた取り組みや、あらゆる人たちが安心して暮らせる環境整備を進めていくことが必要です。

## 第4章 基本理念、基本目標、施策の体系

### 1. 基本理念

少子高齢化の進行、価値観の多様化など社会環境が変化するなかで、男女がお互いを尊重し、ともに豊かで活力のある社会を築くことは21世紀の重要課題となっています。

本計画においては、市民一人ひとりが性別に関わりなくお互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、地域、職場、家庭などのあらゆる場において、個性と能力を十分に発揮できるまちづくりを目指すため、第1次計画に引き続き "**だれもが輝く共同参画のまち**" を基本理念として継承し、男女共同参画社会の実現に向け、各種施策を展開することを想定しています。



**だれもが輝く共同参画のまち**

## 2. 基本目標

基本目標の設定については、近年の社会動向や、市の基礎統計、市民意識調査等からみられる本市の現状、及び第1次計画の進捗状況評価などから抽出された課題に対し、第2次計画の中で取り組むべき施策の目標として、大きく6つの項目を設定しました。

### ◆◆ 基本目標 ◆◆

#### 1. 男女共同参画に向けた意識づくり

近年、男女共同参画に関する意識は以前に比べ高まっていますが、実態としては様々な場面で男性の優遇感もたれていることから、今後もより一層の改善を目指して、男女共同参画に関する広報・啓発を行い、男女が共に参画することの意識づくりを行います。また、地域、家庭、学校などでの教育・学習機会の充実に努めます。

#### 2. 政策・方針決定過程への女性の参画

これまで、男女が対等な立場で参画する機会が少なかった、政策・方針決定過程への女性の参画を進めます。また、市行政においても様々な場面で、男女が共に参画できるような体制を検討していきます。（「女性活躍推進法」に規定する市町村推進計画として位置づける）

#### 3. 男女が共に活躍できる就労環境づくり

女性活躍推進法の趣旨にのっとり、これまで女性が能力を十分に発揮できなかった環境を改善し、男女が共に活躍できる社会を推進するために、雇用機会の均等や女性の登用等について、啓発を進めていきます。また、農業や商工業等の自営業においても女性の地位向上に関する取り組みを推進します。（「女性活躍推進法」に規定する市町村推進計画として位置づける）

#### 4. 男女共同参画の視点に立った仕事と家庭・地域活動の両立支援

仕事と家庭・地域活動などの調和がとれ、誰もがいきいきと生活ができるよう、働き方の見直しや子育て支援等の充実に取り組みます。（「女性活躍推進法」に規定する市町村推進計画として位置づける）

#### 5. 男女の人権が尊重されるまちづくり

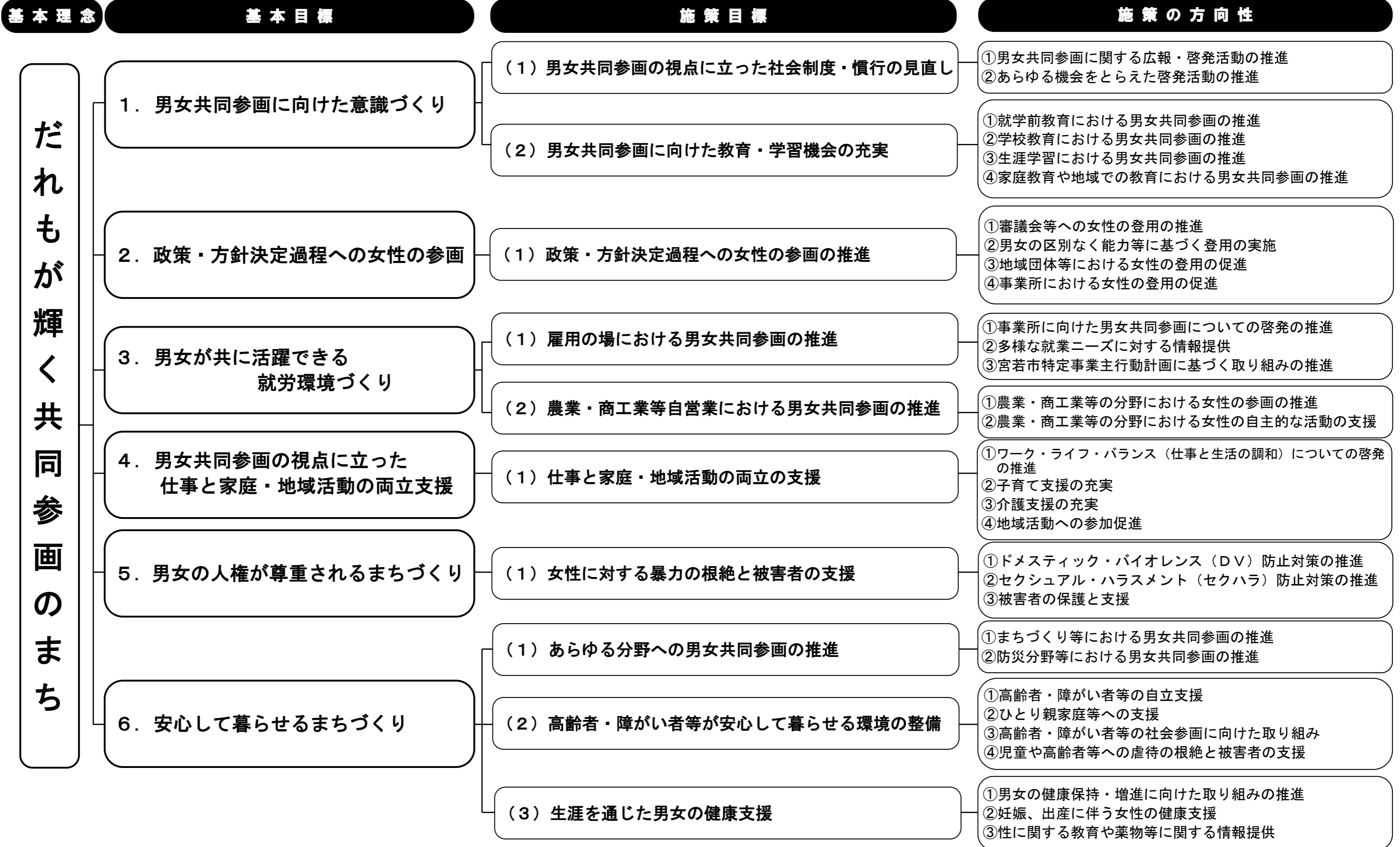
近年、特に問題とされているDVをはじめとする、あらゆる暴力の根絶に向け、この目標に基づく取り組みを、本市における「配偶者等からの暴力（DV）の防止及び被害者の支援に関する基本計画」での取り組みと位置づけ、広報・啓発活動、また、被害者に対する支援体制の整備を進めます。このほか、職場等でのセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）防止に向けても啓発等を行い、男女の人権が尊重されるまちづくりに向けた取り組みを推進します。（「DV防止法」に規定する市町村基本計画として位置づける）

#### 6. 安心して暮らせるまちづくり

近年様々な自然災害等の発生により、防災及び避難体制の整備の必要性は高まっています。そうした分野においても、男女それぞれの視点からの対策が進められるように、防災をはじめとする地域のあらゆる分野で、男女が協力して取り組める環境づくりを進めます。また、性別・年齢・障がい等に関わらず、地域で自立した生活が送れる環境づくりに取り組むとともに、健康支援についても、男女の特性に応じた支援を行います。



### 3. 施策の体系







## 第5章 具体的施策

ここでは、施策の体系で定めた6つの基本目標について、施策の方向性ごとに具体的施策を示しています。

### 基本目標1 男女共同参画に向けた意識づくり

#### (1)男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会」について、『男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会』と定義されています。

本市の現状として、平成29年に実施した「宮若市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」）の結果からは、様々な分野における男女の地位の平等感についてたずねたところ、「学校教育の場で」については“平等”と答えた人が全体で5割近くを占めるものの、「家庭生活の場で」、「職場で」、「地域活動・社会活動の場で」、「政治や政策決定の場で」、「社会通念・慣習・しきたりなどで」については“男性が優遇されている”と感じる割合が高い状況にあります。

このことから、未だに固定的な性別役割分担の意識が強くみられ、男女共同参画社会の推進のためには、家庭、地域、学校、職場などのあらゆる場において、固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、こうした意識にとらわれず、個人の意思によって多様な選択ができる平等な社会を目指すことが必要です。

そのために、今後は男女共同参画社会についての重要性、必要性や、法律・制度の理解と浸透を進めることが必要です。

啓発活動については、広報紙や市公式ホームページ等の活用を図るとともに、地域行事や国が推進する男女共同参画週間（毎年6月23日から29日の一週間）にあわせた取り組みなど、あらゆる機会を捉えた啓発を行う必要があります。また、市民意識調査では、男女や年代等それぞれの立場によって意識や考え方に差があることもわかっており、講演会等を行う際には対象を捉えて、テーマの設定や講師の選定を工夫することも重要です。

## ■具体的施策■

### ①男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進【保護人権課】

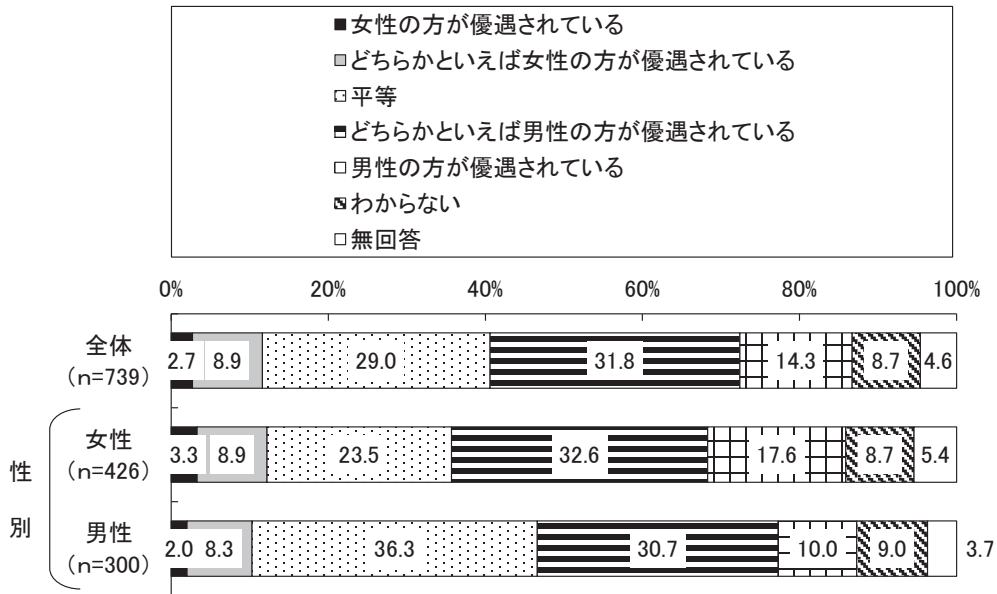
- ・ 広報紙や市公式ホームページ等を活用し、国や県からの男女共同参画の情報等を積極的に提供しています。今後も国や県の取り組みについて、引き続き積極的に情報収集・提供を行います。
- ・ 広報紙や市公式ホームページ等において、無意識のうちに固定的性別役割分担意識が生じることがないように努めます。
- ・ 固定的な性別役割分担意識の解消のため、「父と子の料理教室（パパズキッチン）」等を開催し、意識改革を推進しています。今後も、こうした取り組みを推進します。

### ②あらゆる機会をとらえた啓発活動の推進【保護人権課】

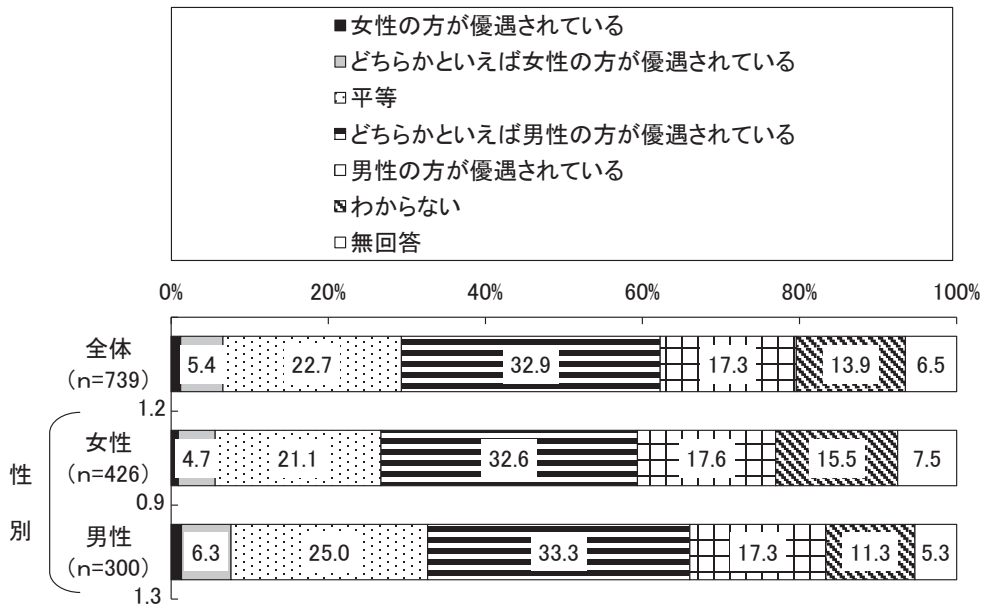
- ・ 男女共同参画週間（6月23日から29日）に合わせて男女共同参画に関わる講演会を開催し、啓発活動を推進します。また、市民が集まる場での啓発活動についても推進します。

## 【男女の地位の平等感】

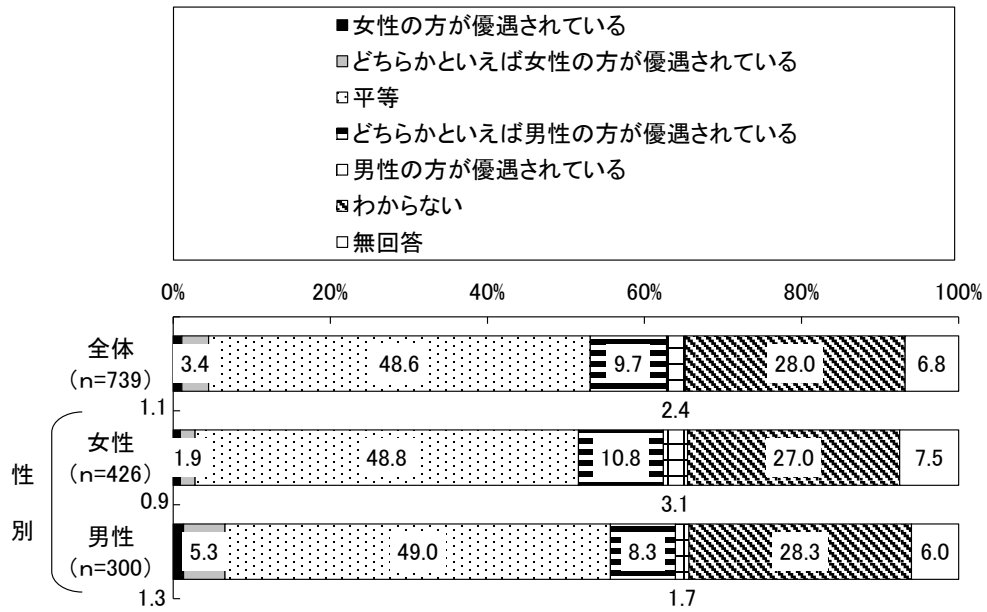
(家庭生活の場で)



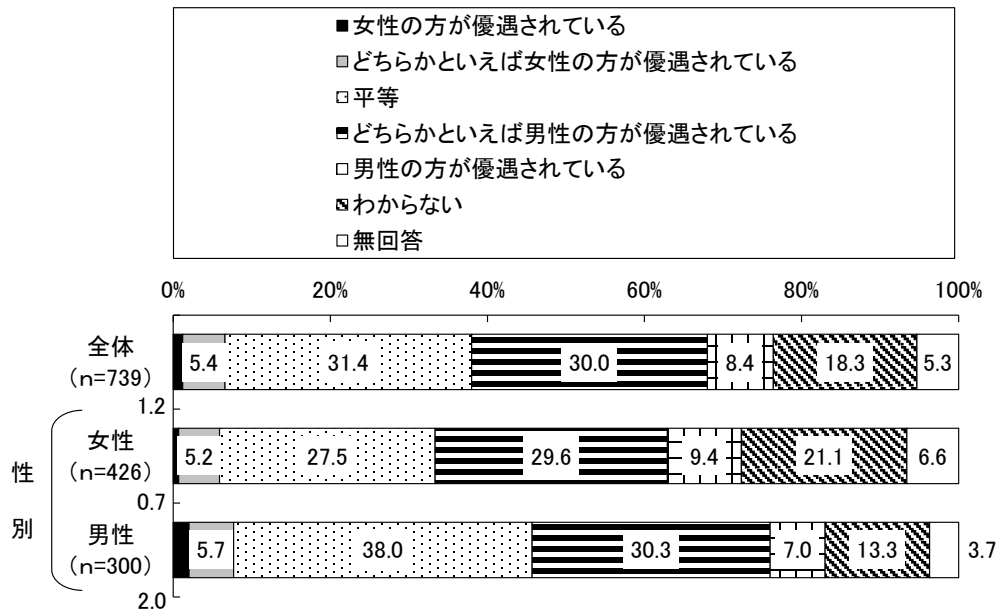
(職場で)



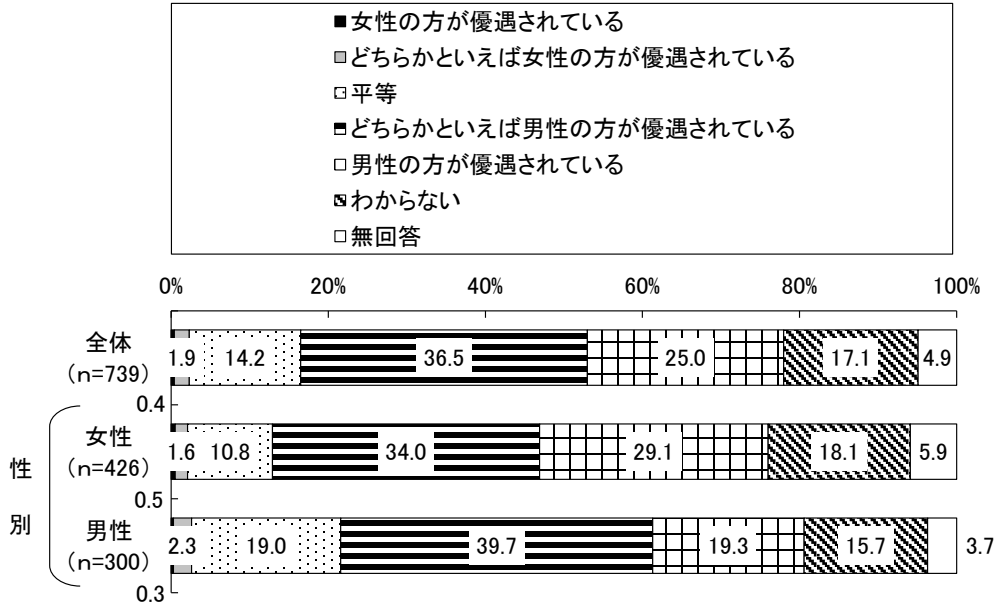
(学校教育の場で)



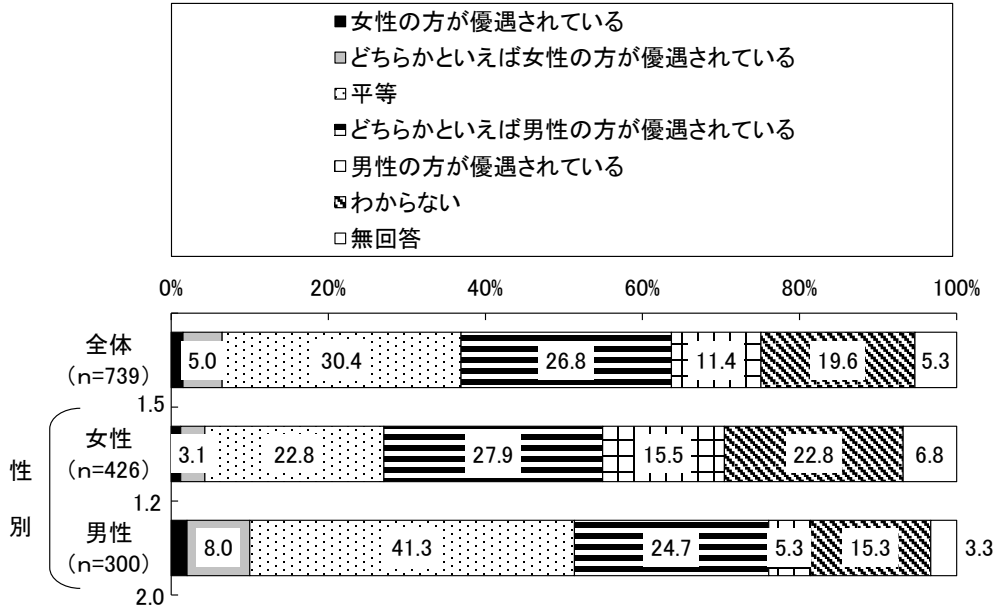
(地域活動・社会活動の場で)



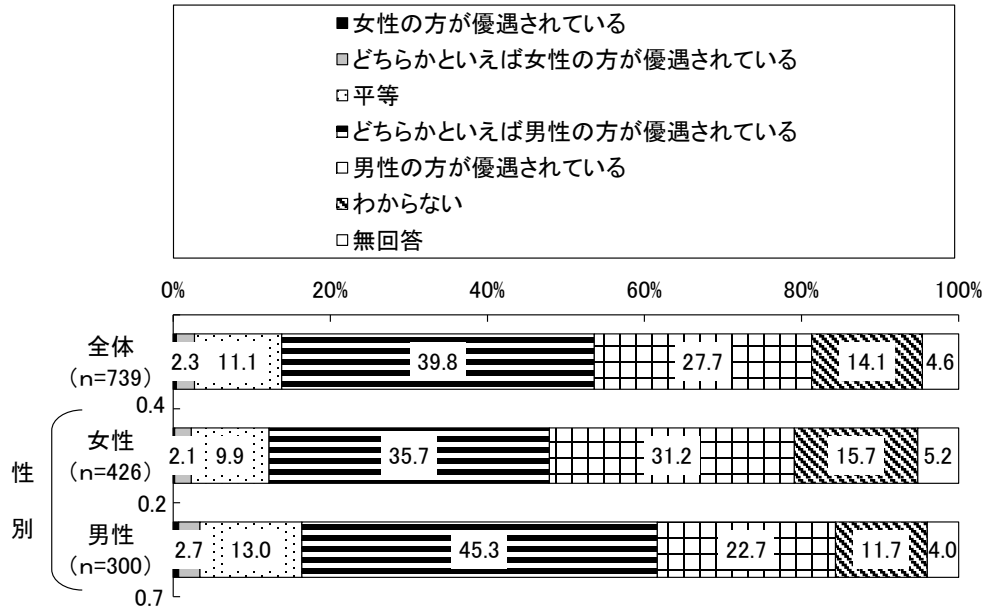
(政治や政策決定の場で)



(法律や制度の上で)



(社会通念・慣習・しきたりなどで)



資料：平成 29 年度 宮若市男女共同参画に関する市民意識調査

## (2)男女共同参画に向けた教育・学習機会の充実

市民意識調査の結果からは、学校教育の場での男女の地位の平等感については、5割近くの方が“平等”と感じており、他の分野に比べ平等感が高くなっています。

本市においては、就学前の幼児期から、協力することやお互いを思いやることを教える教育に取り組んでおり、小・中学校では、総合的な学習の時間や特別活動等を活用し、職業体験活動や立志式などキャリア教育を行っており、性別にとらわれず、社会人・職業人として自立していくことができる、生きる力を育てる教育が進められ、また、発達に応じた性教育等、男女共同参画に関連する分野でのきめ細かな教育も推進されています。

今後も学校教育の場において、男女共同参画の理念にもとづいた教育活動を行うとともに、教職員に対し、一層の理解促進を図るなど、教育環境づくりに継続的に取り組む必要があります。また、教育分野で推進してきたノウハウを地域の資源として、家庭や地域に向けた取り組みに活かすことも期待されます。

また、家庭の教育方針に関する設問では、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てた方がよい」という考え方に6割が“賛成”していますが、一方で、「男の子も女の子も、経済的に自立できるように育てた方がよい」、「男の子も女の子と同等に炊事・掃除・洗濯など、生活に必要な技術を身につけた方がよい」といった具体的な方針については、男女にとらわれることなく、平等に教育した方がよいという考えに賛成する割合が高くなっています。

今後もこうした考え方を進めていくことができるよう、一人ひとりが性別にとらわれず、個人として尊重され、自分らしく生きられる社会の実現に向けた教育・学習の場の提供と、様々な世代に対し理解を深める取り組みを推進する必要があります。

## ■具体的施策■

### ①就学前教育における男女共同参画の推進【学校教育課・子育て支援課】

- ・人間形成の基礎が養われる幼児期に、男女がともに協力することやお互いを思いやることの大切さを教えるなど、男女共同参画の就学前教育を推進します。

### ②学校教育における男女共同参画の推進【学校教育課】

- ・学校生活のあらゆる場において、男女共同参画の視点に立った指導を行っており、今後も継続して実施します。
- ・道徳教育や人権教育を通して、男女平等の意識を高めるとともにお互いが協力して生活できるような指導を行っており、今後も継続して実施します。
- ・総合的な学習の時間や特別活動等を活用し、生きる力を身につけ、性別等にとらわれず、社会人・職業人として自立していくことができる力を育てる職業体験活動や立志式などキャリア教育を行っており、今後も継続して実施します。
- ・教職員に対し、研修等を通じ授業改善や教職員の指導力向上に努めており、今後も継続して実施します。

### ③生涯学習における男女共同参画の推進【社会教育課】

- ・人権講演会等について、今後も継続して実施します。
- ・市立図書館では、男女共同参画に関連した書籍も含め、偏りのない資料の収集に努めており、今後もこれを継続します。

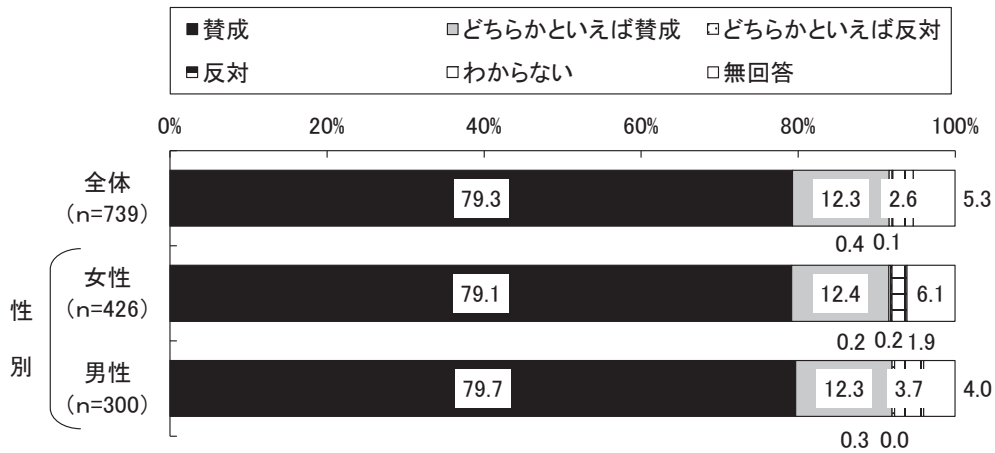
### ④家庭教育や地域での教育における男女共同参画の推進【社会教育課】

- ・本市と市内の高校で実施している子育てサロンで、生徒と子育て中の親との「子育て」に関する座談会を行いました。今後も機会をとらえ、男女共同参画の視点に立った啓発に努めます。
- ・地域の活動において、男女共同参画の視点で取り組みができるよう啓発に努めます。

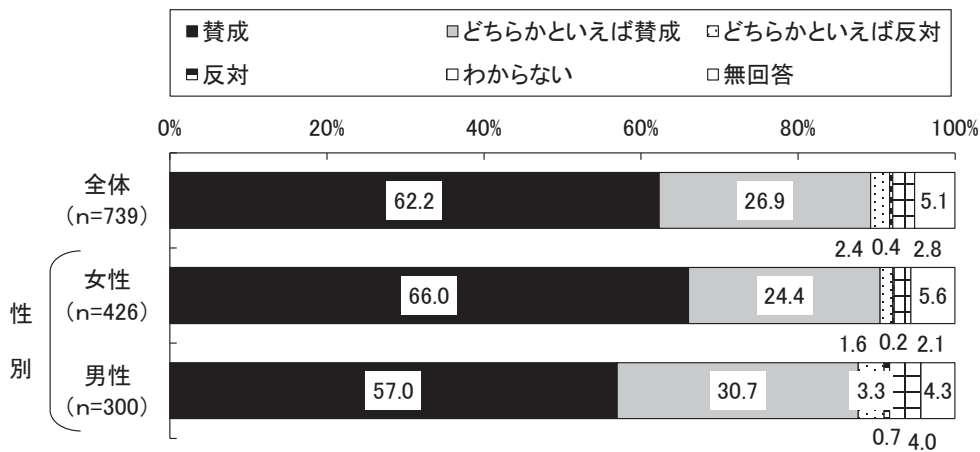


【子どものしつけや教育についての考え方】

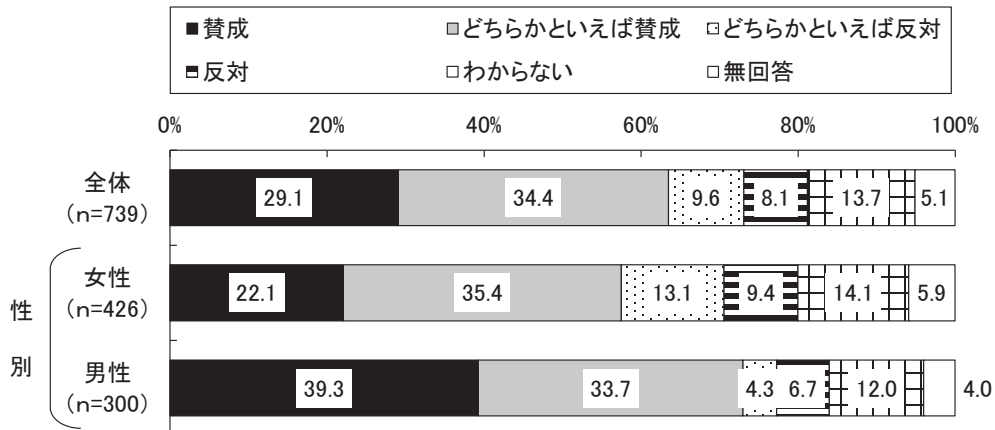
(女の子も男の子も、経済的に自立できるように育てた方がよい)



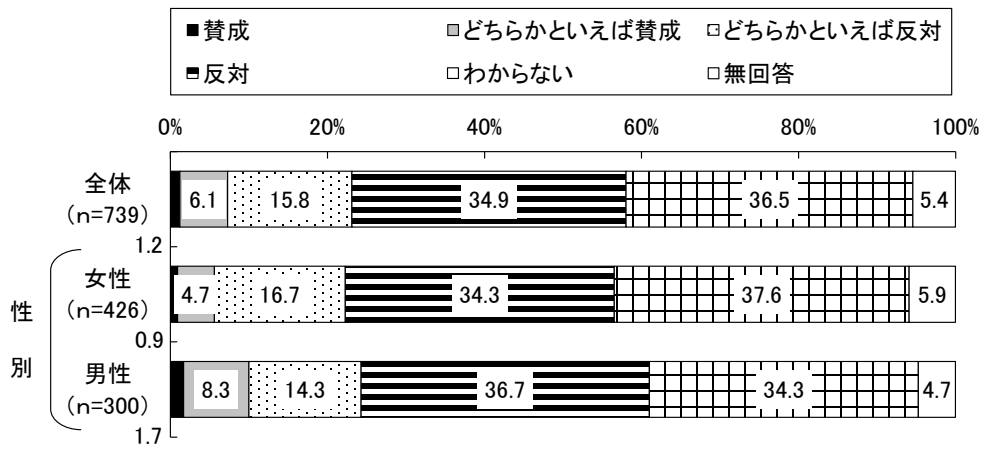
(男の子も女の子と同等に炊事・掃除・洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせる方がよい)



(女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てた方がよい)



(男の子は理科系、女の子は文科系に進んだ方がよい)



資料：平成 29 年度 宮若市男女共同参画に関する市民意識調査

## (1)政策・方針決定過程への女性の参画の推進

性別にとらわれることなく、すべての人がお互いを認め合い、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野への男女共同参画を推進していくためには、これまで女性が十分に参画することの少なかった分野に対して積極的な参加を促進し、新たな視点や意見を取り入れていくことが大切です。

市民意識調査の結果からは、市長や議員、市役所や企業の管理職等の政策・方針決定に関する様々な役職で女性の参画推進が望まれており、今後、行政では、各種審議会などの政策・方針決定の場へ積極的に女性の参画を進める必要があります。また、民間の事業所に対しては、女性の活躍により経済を活性化させることの意義や、そのための取り組みに関して情報提供を行い、積極的に役員・管理職に女性を登用するような啓発が必要になります。

このほか、地域活動においても女性の視点を取り入れるなど、多種多様なニーズに対応できるよう、男女がともに参画しやすい環境整備を進め、地域の活性化を図っていくことが必要です。

本市の政策・方針決定に関わる審議会等委員の登用状況をみると、平成29年4月現在、女性委員は2割に満たない状況です。女性が少ない審議会については、委員の選任時に女性を積極的に登用することで、女性の意見を市政に反映させていく必要があります。

また、地域の様々な団体においても役員や長の立場に女性が少なく、女性が参画することへの意識づくりを行う一方で、女性がリーダーとして活躍できるように、研修等を通じた人材の育成を図ることも重要です。併せて事業所に対しても、能力のある女性を積極的に登用することなどを呼びかける必要があります。

## ■具体的施策■

### ①審議会等への女性の登用の推進【総務課・保護人権課】

- ・ 審議会等について、その設置の目的を踏まえつつ、積極的な女性の登用に努めます。

### ②男女の区別なく能力等に基づく登用の実施【総務課】

- ・ 男女の性別にかかわらず、業務実績や職務遂行能力等に基づいた登用を行います。
- ・ 男女共同参画について、研修や情報提供などを通じた職員の意識啓発に取り組みます。

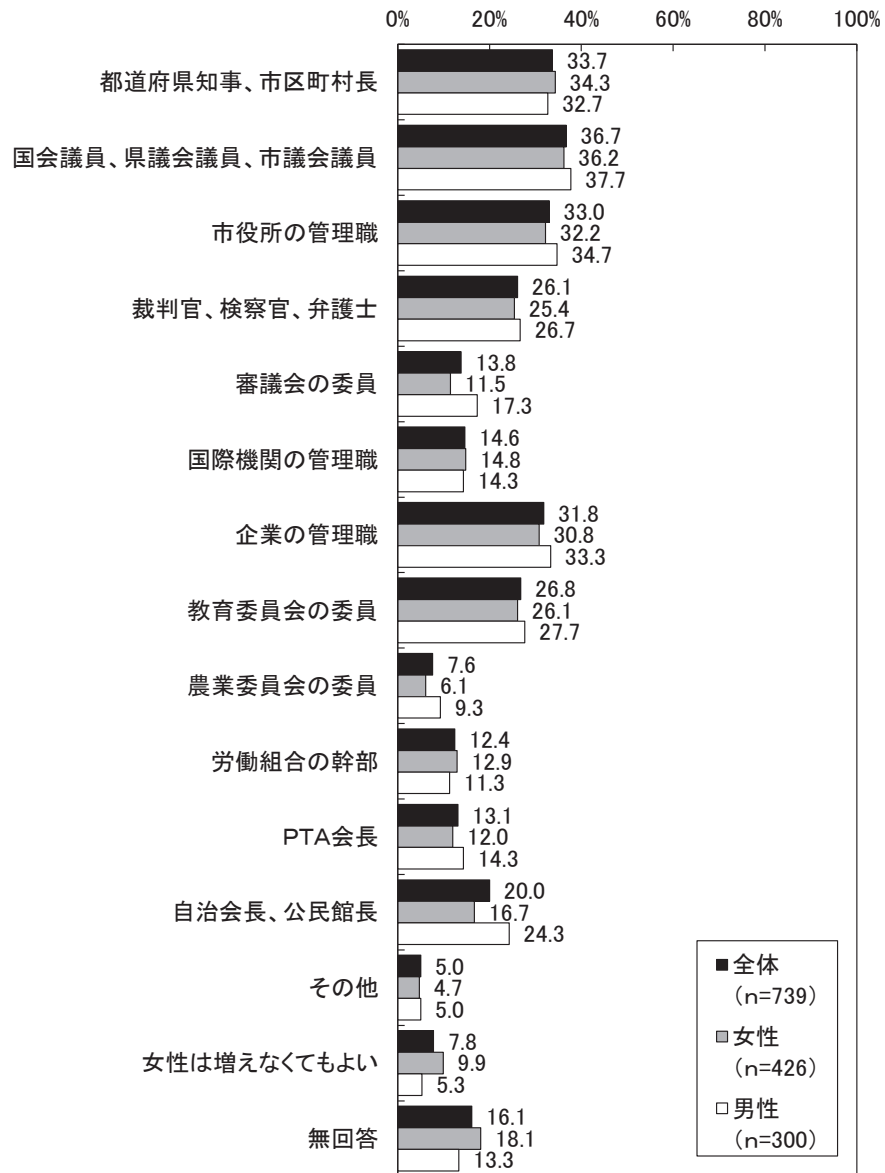
### ③地域団体等における女性の登用の促進【まちづくり推進課・保護人権課】

- ・ 自治会等の地域活動において、女性登用促進に向けた情報提供を行います。

### ④事業所における女性の登用の促進【産業観光課】

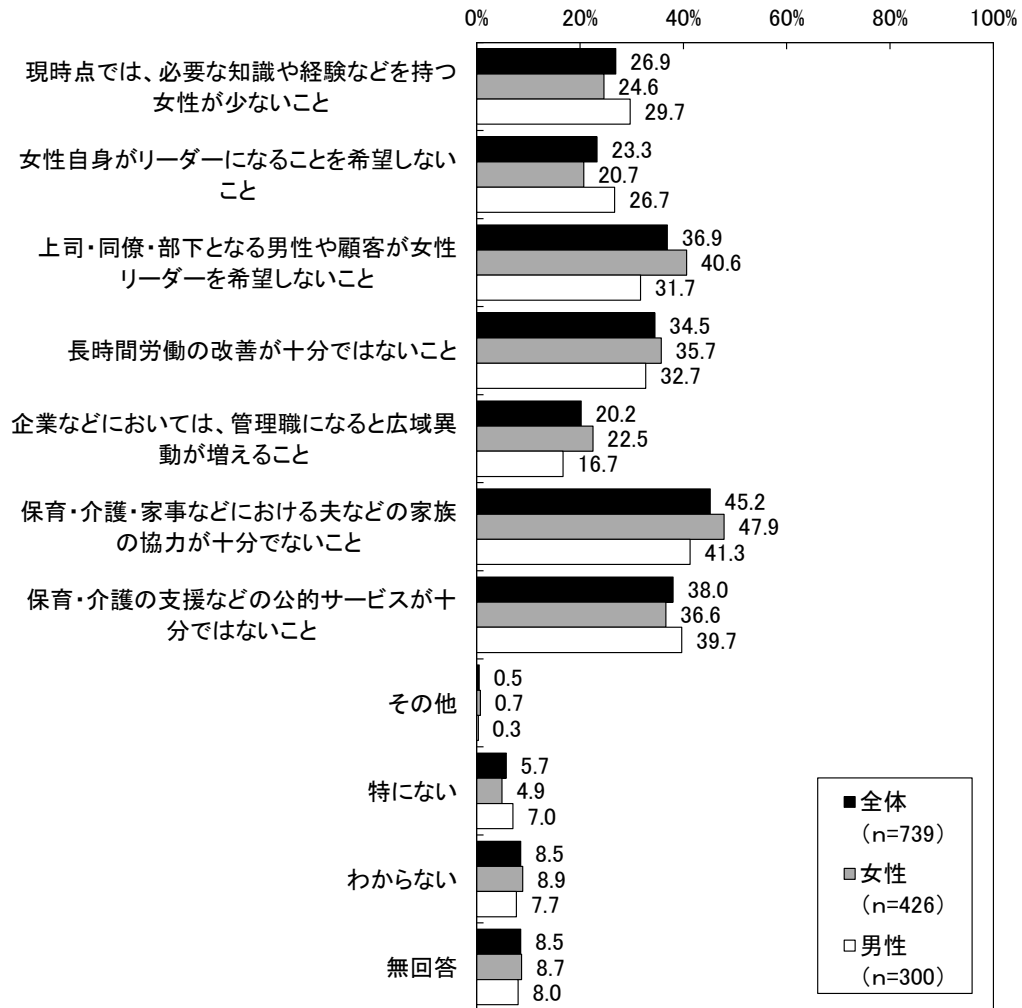
- ・ 国や県の取り組みと協調しながら、事業所における女性登用促進に向けた情報提供を行います。

【女性が増えた方が良くと思う職業や役職】



資料：平成29年度 宮若市男女共同参画に関する市民意識調査

【各分野で女性リーダーを増やすときに障害となるもの】



資料：平成 29 年度 宮若市男女共同参画に関する市民意識調査

## (1)雇用の場における男女共同参画の推進

性別を問わず、一人ひとりが自立し、生きがいを持って生活を送るためには、経済的基盤となる就労の機会を確保することが必要となります。

国では、これまで就労に関する男女間の格差を解消するため「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の改正などに取り組んできましたが、賃金、職種、雇用形態、管理職等への登用などの面で、働く女性を取り巻く就業環境は、未だ多くの課題を抱えています。また平成28年には「女性活躍推進法」が施行され、女性の就業継続を支援し、経済的な自立を促進するとともに、男女の働き方の見直しなど、仕事と家庭の両立を推進する必要があります。

市民意識調査の結果からは、女性が職業をもつことについて、5割近くの人が「結婚や出産後も職業を持ち続けたほうがよい」と答えていますが、一方で就業を続ける上では、休暇が取れない、取りにくい、家庭での家事負担が重い、労働時間が長いといったことが障害となっており、現状では就業を継続しやすい環境は必ずしも整っていないようです。

このことから、事業所に向けて、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法をはじめとする法や制度の遵守・活用に向けた啓発を行い、職場の体制づくりや慣行の見直しを図る必要があります。

また、働きたい人が、性別や年齢に関わりなく能力を発揮できるまちにするために、行政としても、結婚・出産した女性が働き続けられる環境づくりや、多様な保育・子育てサービスを提供、浸透させ、多様な就業ニーズに対する支援に向けた取り組みを進める必要があります。

## ■具体的施策■

## ①事業所に向けた男女共同参画についての啓発の推進【産業観光課】

- ・男女が性別に関わらず職場で能力を発揮するための男女雇用機会均等法や労働基準法の遵守について、事業所への啓発活動を推進します。
- ・出産や子育てなどがあっても就業を継続できるよう、事業所に対し育児・介護休業法の遵守・活用についての啓発活動を推進します。

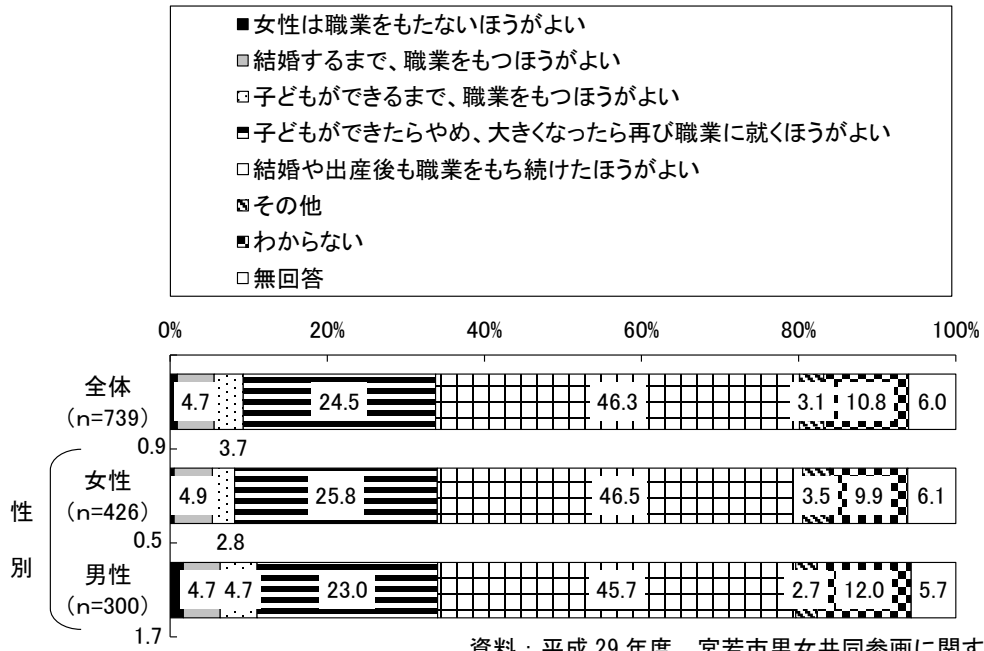
## ②多様な就業ニーズに対する情報提供【産業観光課】

- ・育児・介護休業法に関して、労働者への周知を図ります。
- ・育児や介護を理由に一旦退職した人に対して、再就職のための情報提供を行います。
- ・長時間労働の改善や、男女ともに家庭との両立を可能とする職場づくりについて、情報提供を行います。

## ③宮若市特定事業主行動計画に基づく取り組みの推進【総務課】

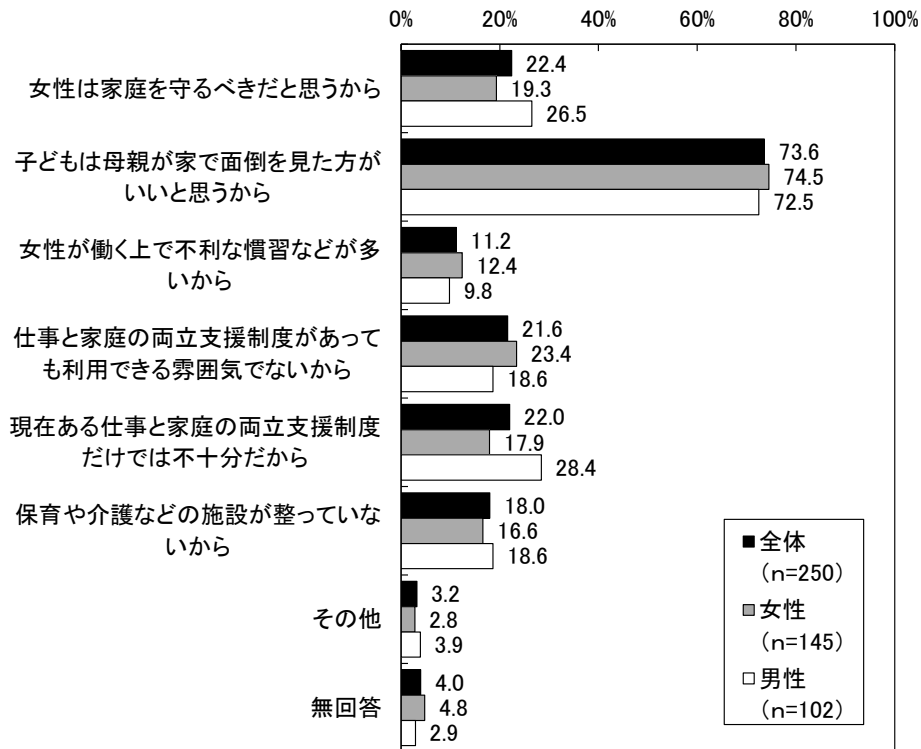
- ・宮若市特定事業主行動計画に基づき、市役所内での男女共同参画と女性の活躍推進に向けた取り組みを進めていきます。

### 【女性が職業をもつことについての考え方】



資料：平成 29 年度 宮若市男女共同参画に関する市民意識調査

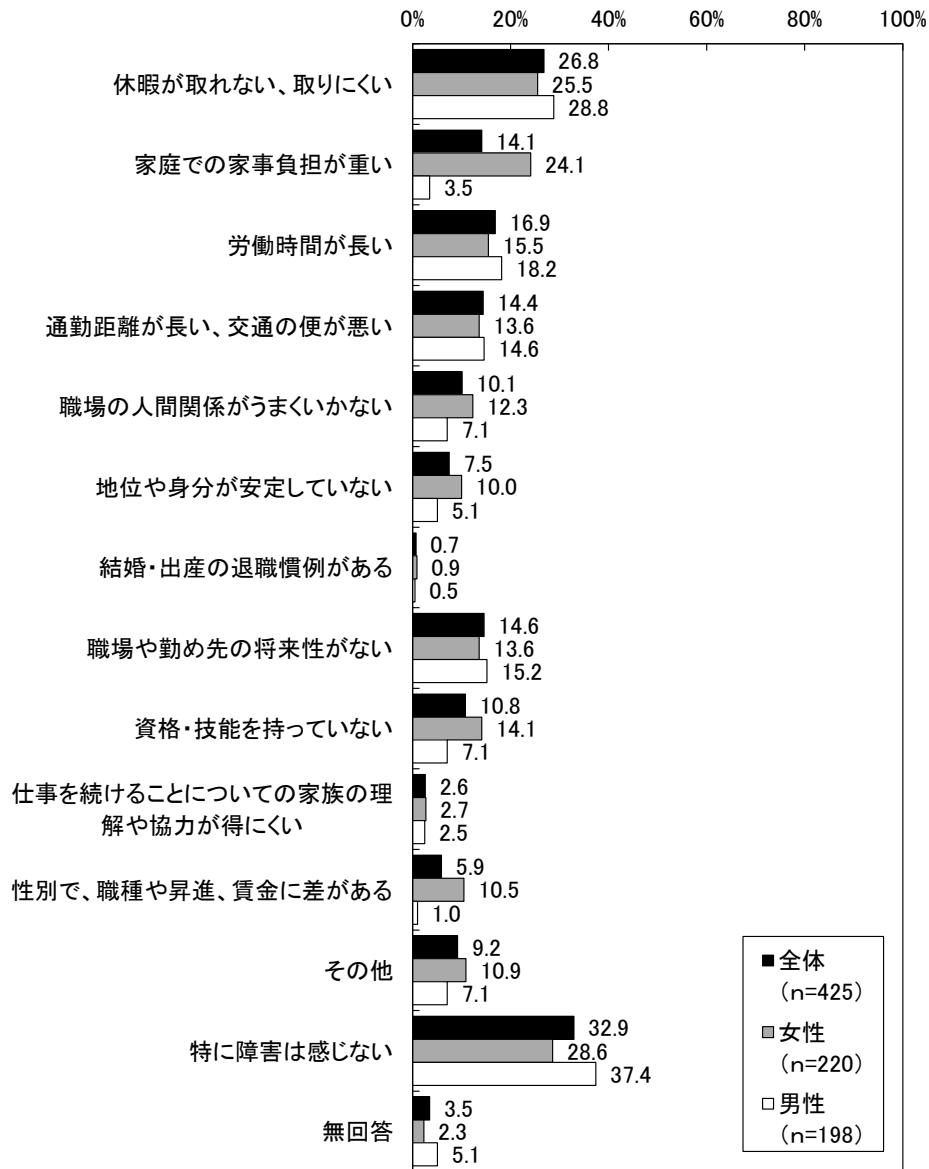
### 【女性は職業を継続しない方がよいと考える理由】



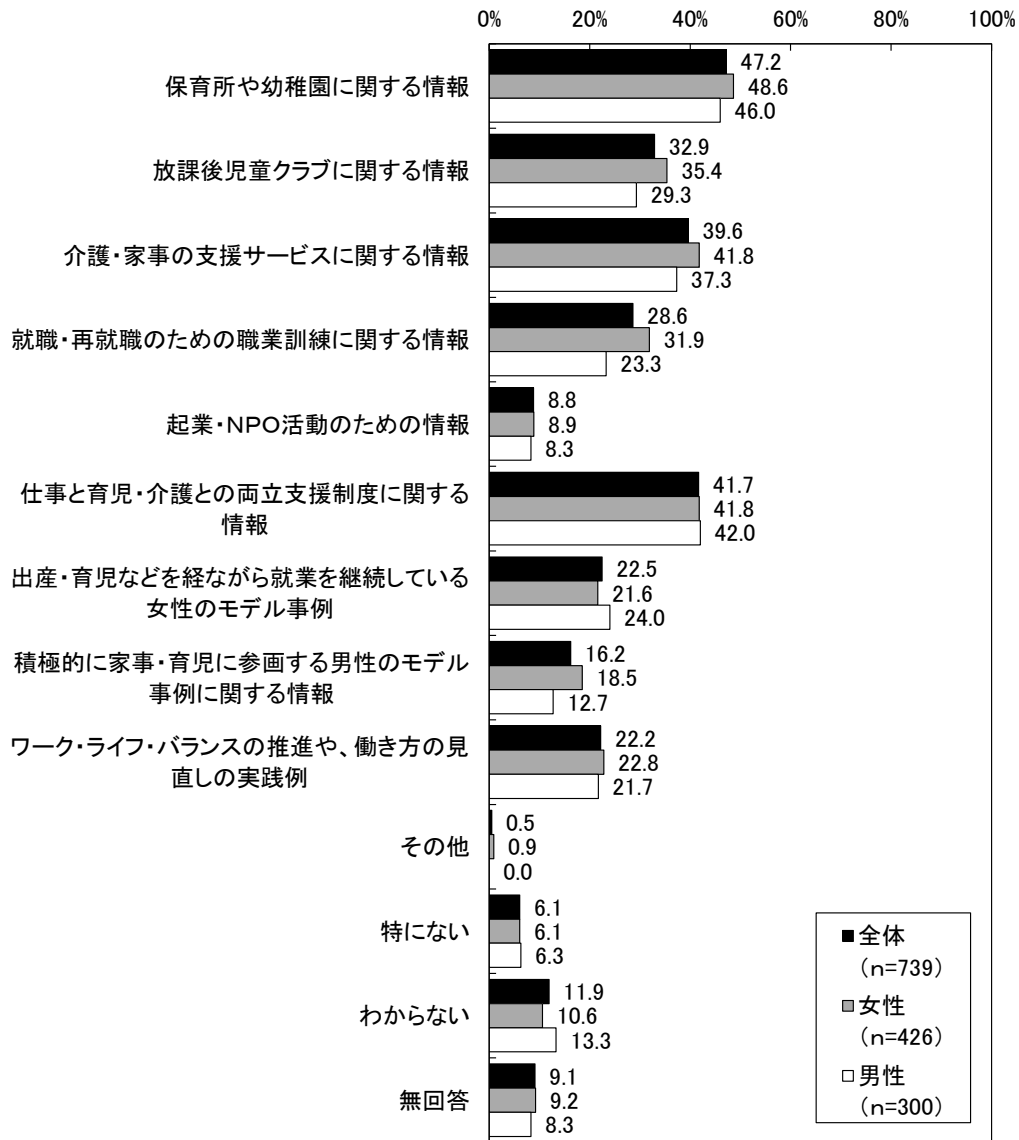
資料：平成 29 年度 宮若市男女共同参画に関する市民意識調査



### 【就業を続ける上での障害】

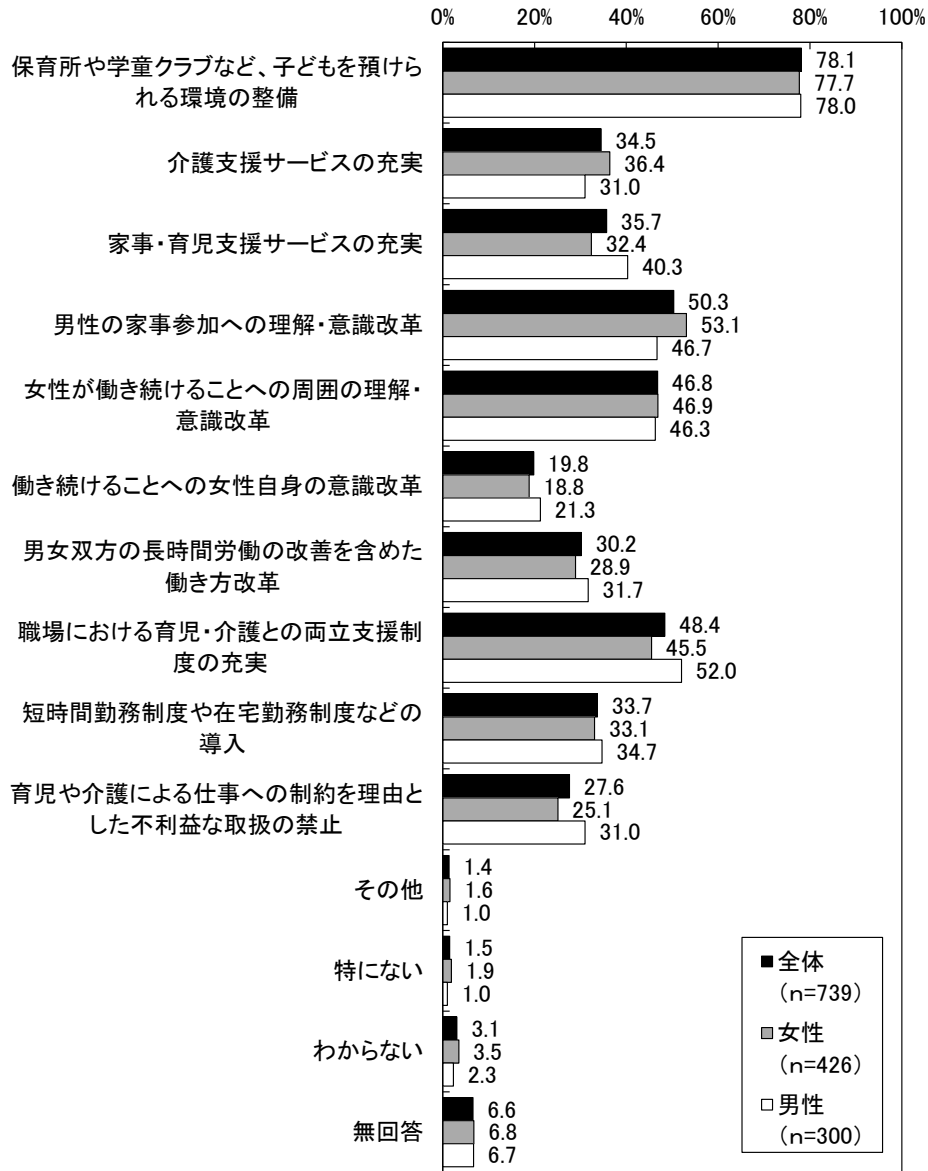


【女性の活躍推進に特に必要になる情報】



資料：平成 29 年度 宮若市男女共同参画に関する市民意識調査

【女性が働き続けるために、家庭・社会・職場に必要なこと】



資料：平成 29 年度 宮若市男女共同参画に関する市民意識調査

## (2) 農業・商工業等自営業における男女共同参画の推進

農業・商工業等の分野で家族経営に従事している人については、経営と生活との区別が明確でなく、特に女性は仕事と家事の両方で負担が大きくなっていることが指摘されていました。

また、経営に関しては主に男性が中心となってきた経緯があり、これまで男女が対等な立場で経営に参画できるよう、制度の普及や啓発が進められてきました。

本市では、農業分野について、経営面と合わせて家族の報酬や役割について規定する家族経営協定<sup>※1</sup>の締結に取り組み、家族の協力体制づくりを支援しており、平成29年度現在で認定農業者<sup>※2</sup>14人が、協定を締結しています。

このほか、農業・商工業等の分野において女性の方針決定過程への参画を進めるためには、女性グループ等の活動支援により、女性自身の意欲と能力を高めていくことが考えられ、本市では平成29年度現在、女性の農業アドバイザーとして2名の女性農業者が活動中です。

男女共同参画の視点からは、このように家族がお互いに認め合い、家事などの生活面と仕事の両方について、対等な立場で分かち合えるための取り組みが必要であり、今後も推進していく必要があります。

また、男女がともに主体的に活動でき、いきいきと働ける環境を整えることは、次代を担う後継者のためにも必要な取り組みです。

### ※1 家族経営協定

家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就労条件・就業環境について家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。家族みんなで実行し、必要に応じて内容の見直しも行います。

### ※2 認定農業者

経営の規模拡大や生産方式・経営管理の合理化等の農業経営の改善を図るための「農業経営改善計画」を作成し、市町村からその計画を認定された農業者です。実質的に共同経営を行っている場合、収益の配分と経営方針決定への参画が明確にされている家族経営協定が結ばれていること等を要件に、夫婦等による認定農業者の認定の共同申請が認められています。

## ■具体的施策■

### ①農業・商工業等の分野における女性の参画の推進【農政課・産業観光課】

- ・ 農業分野では、家族経営協定の締結を通じて、経営参画の意識づけを行っており、今後も家族経営協定の締結を推進します。
- ・ 商工業等の分野では、女性が対等な立場で労働に参画できるよう、国や県の取り組みと協調しながら啓発に努めます。

### ②農業・商工業等の分野における女性の自主的な活動の支援【農政課・産業観光課】

- ・ 農業・商工業等の分野における女性グループ等に対し、今後も活動の支援に努めます。
- ・ 次世代女性リーダーの育成として、起業を目指す女性農業者へ研修会等の情報提供を行っており、今後はグループに限らず女性農業者に対して、情報提供等の活動支援を行っていきます。
- ・ 農業分野では、研修会・講習会等の情報提供は随時行っていますが、今後も必要に応じて情報提供を行っていきます。

## (1)仕事と家庭・地域活動の両立の支援

仕事、家庭、地域活動などはどれも人の生活の営みの中にあります。これらについて男女が協力し、バランスのとれた生活を送ることを意味する、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進が求められています。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）推進の背景には、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識から、一方に偏った生活の営みが行われてきた現状があります。

市民意識調査の結果からは「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」について、全体では“仕事と家庭生活をともに優先したい”と希望する方が多くなっていますが、実際には、男性は仕事、女性は家庭生活を優先させている割合が高くなっています。

このような希望と現実の乖離を改善していくために、個人、企業等に向けた、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発の推進が必要であり、また、家事・育児や介護、地域活動などについても、生活のバランスをとるなかで、男女がともに積極的に参画することができるような取り組みが必要になります。

## ■具体的施策■

## ①ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)についての啓発の推進【保護人權課】

- ・仕事と生活の調和について、事業主とともに労働者に対し理解を深めるための情報提供などを今後も行います。
- ・男性の家事への参画促進のため、「父と子の料理教室（パパズキッチン）」を今後も継続して開催します。また、育児・介護等への参画推進に向け、関係各課と連携を図ります。

## ②子育て支援の充実【子育て支援課】

- ・子育てに関するサービスの充実に努めるとともに、情報提供を行います。特に子育て中の労働者に対しては、保育サービス等の充実に努めることで、仕事と子育ての両立を支援します。
- ・宮若市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育て支援事業の確実な推進と内容の充実を進めていきます。

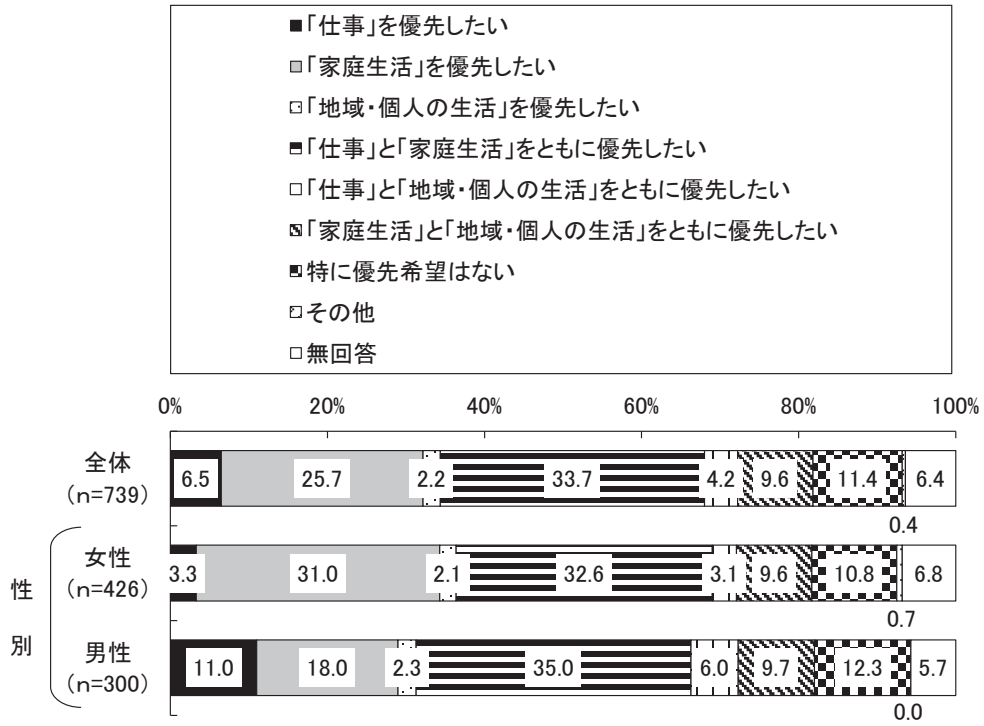
## ③介護支援の充実【健康福祉課】

- ・介護に関するサービスの充実に努めるとともに、情報提供を行います。
- ・宮若市高齢者福祉計画に基づき、高齢者福祉の確実な推進と内容の充実を進めていきます。

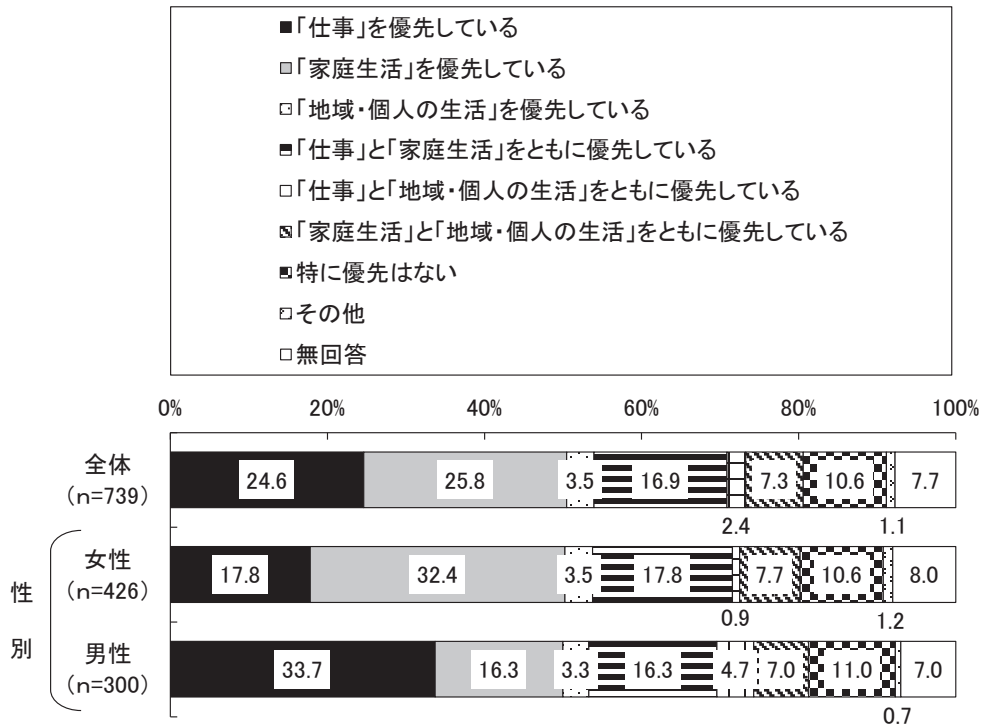
## ④地域活動への参加促進【まちづくり推進課・保護人權課】

- ・男女共同参画の視点に立った地域活動について情報提供を行い、参加促進を図ります。

【「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先希望】

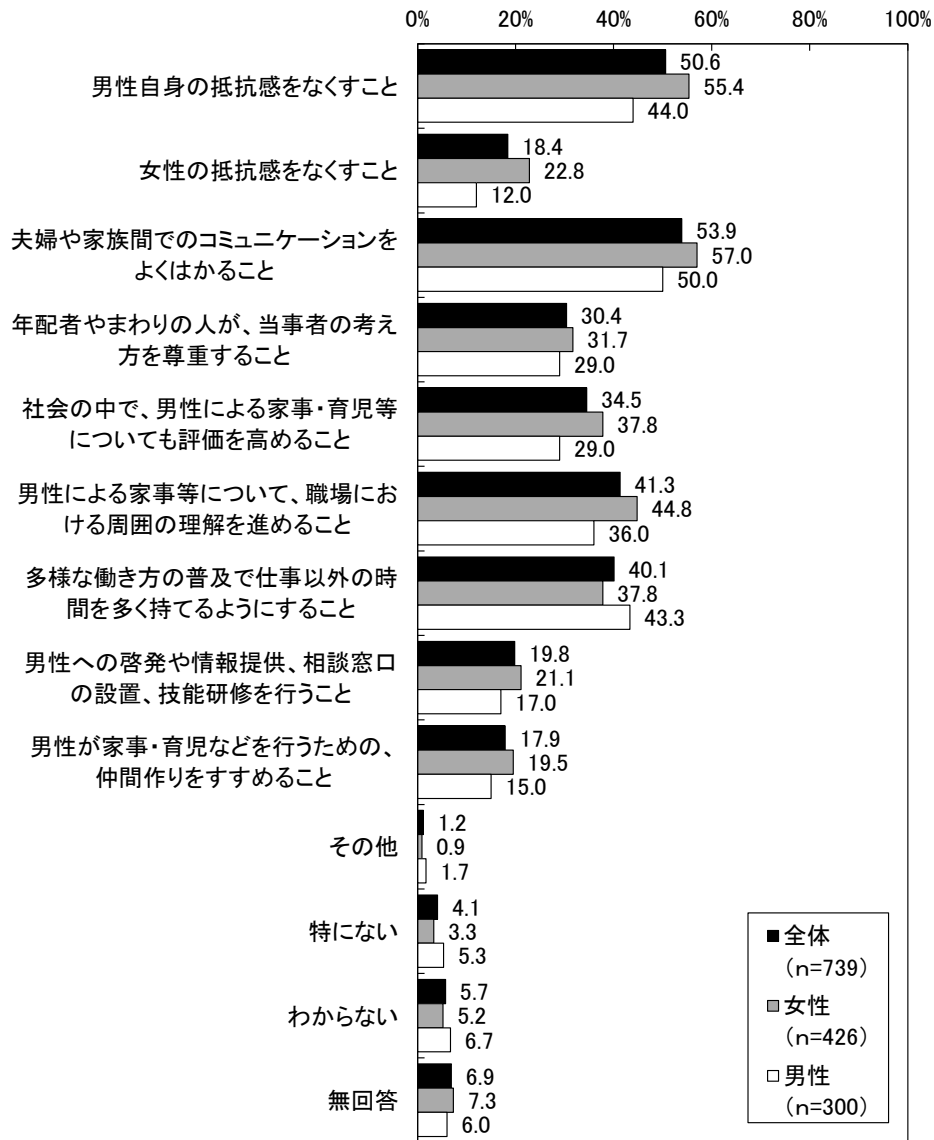


【「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先の現状】



資料：平成29年度 宮若市男女共同参画に関する市民意識調査

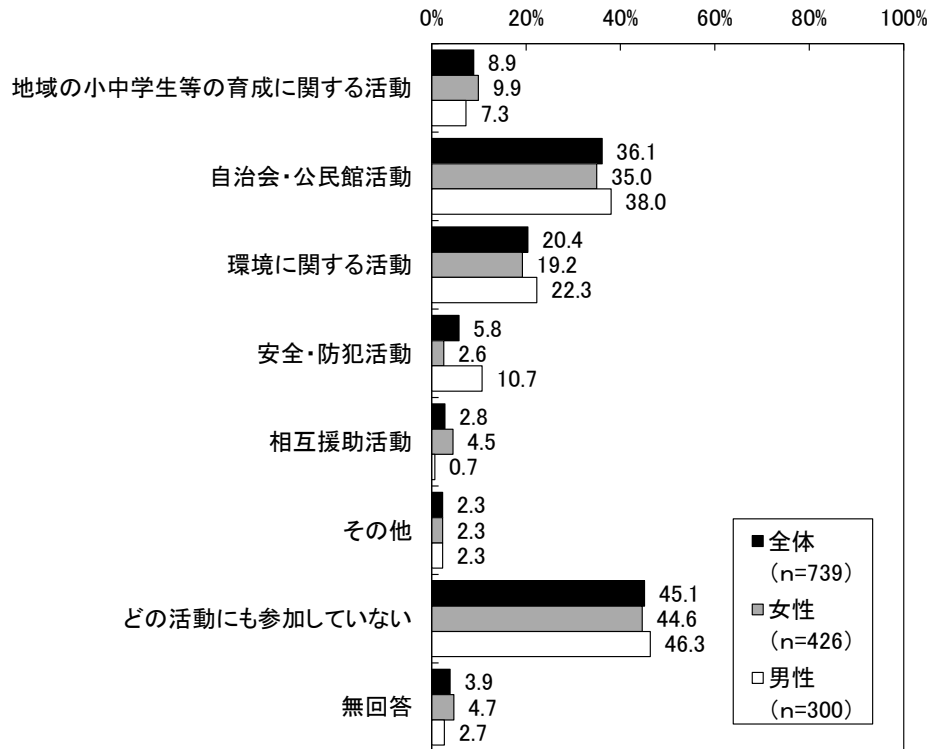
【今後、男性が家事等に積極的に参加するために必要なこと】



資料：平成 29 年度 宮若市男女共同参画に関する市民意識調査



### 【地域活動への参加状況】



資料：平成 29 年度 宮若市男女共同参画に関する市民意識調査

## (1)女性に対する暴力の根絶と被害者の支援

配偶者や恋人間の暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV）は、重大な人権侵害で、男女が社会で対等に活躍するためには、絶対にあってはならないことです。しかし、ドメスティック・バイオレンス（DV）は外部からの発見が困難であり、被害者が誰にも相談しないなど、問題が顕在化しないケースも見受けられます。

市民意識調査の結果からは、数として多くはありませんが、身体的、心理的など様々な形態での暴力が発生しており、なかには被害者が生命の危険を感じるほどのものについても回答がありました。また、暴力を受けた際に、誰（どこ）にも相談しなかったケースが多いという実態も見受けられます。

このような状況を改善していくためには、ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止に向けた啓発から、被害者を保護するための相談体制や、自立に向けた支援の充実など、社会全体での取り組みが必要です。

国では、平成 13 年に「DV防止法」を制定し、その後2度の改正を行い、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立支援を含め、その適切な保護を図ることを国及び地方公共団体の責務としています。

こうした状況を受け、本市でも被害の防止、相談体制の充実、被害者の保護と安全の確保及び自立のための支援について、関係団体と連携していきます。

また、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）についても、被害者が正常な生活が送れないほど影響を与える場合もあり、今後の人間関係や社会的な立場に影響する可能性があることなどから、相談窓口の周知など、防止のための啓発に力を入れる必要があります。

## ■具体的施策■

### ①ドメスティック・バイオレンス(DV)防止対策の推進【保護人権課】

- ・ドメスティック・バイオレンス（DV）の根絶に向け、広報紙や市公式ホームページやチラシ配布等による啓発活動を行っており、今後も継続して実施します。
- ・ドメスティック・バイオレンス（DV）に関して相談があった場合、速やかに関係機関の紹介や引き継ぎが行われるよう、連携を深める等相談体制の整備を進めます。

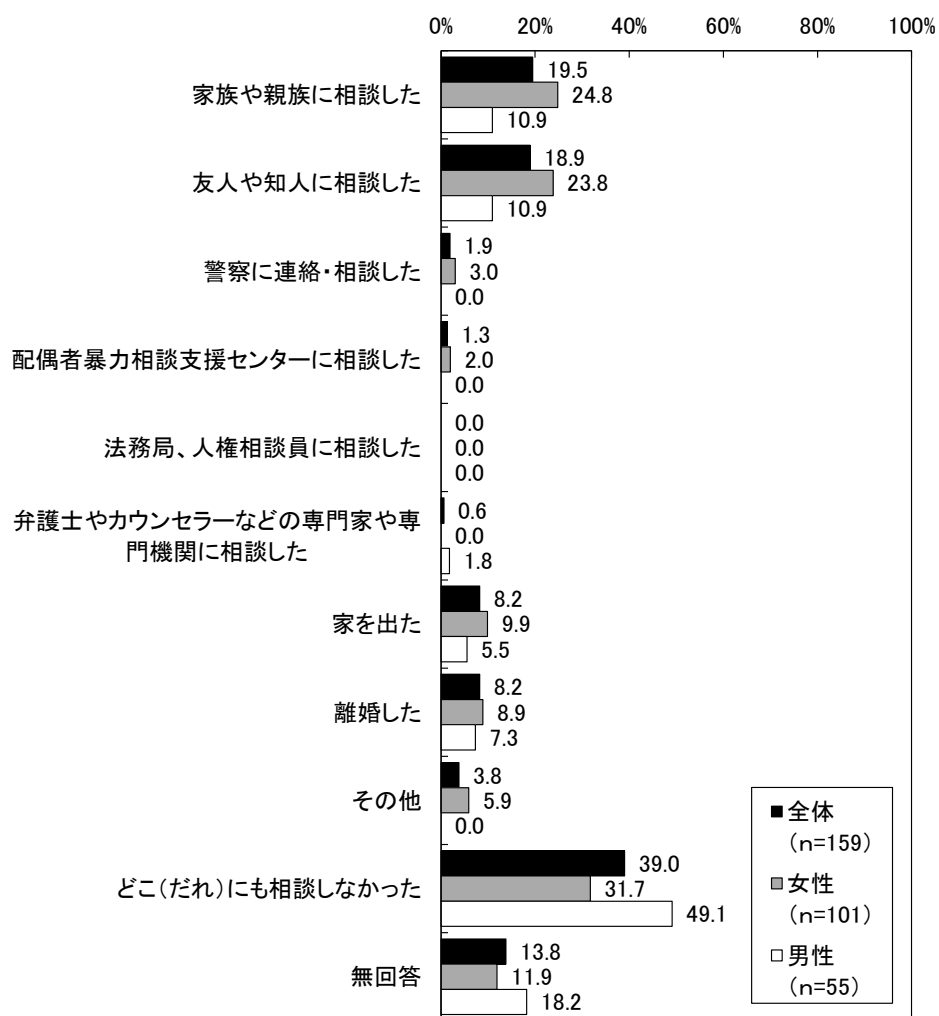
### ②セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)防止対策の推進【産業観光課・保護人権課】

- ・セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）防止に関して、今後も事業主の認識を高めるなどの啓発を図ります。
- ・セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）に関して相談があった場合、速やかに関係機関の紹介や引き継ぎが行われるよう、連携を深める等相談体制の整備を進めます。

### ③被害者の保護と支援【保護人権課】

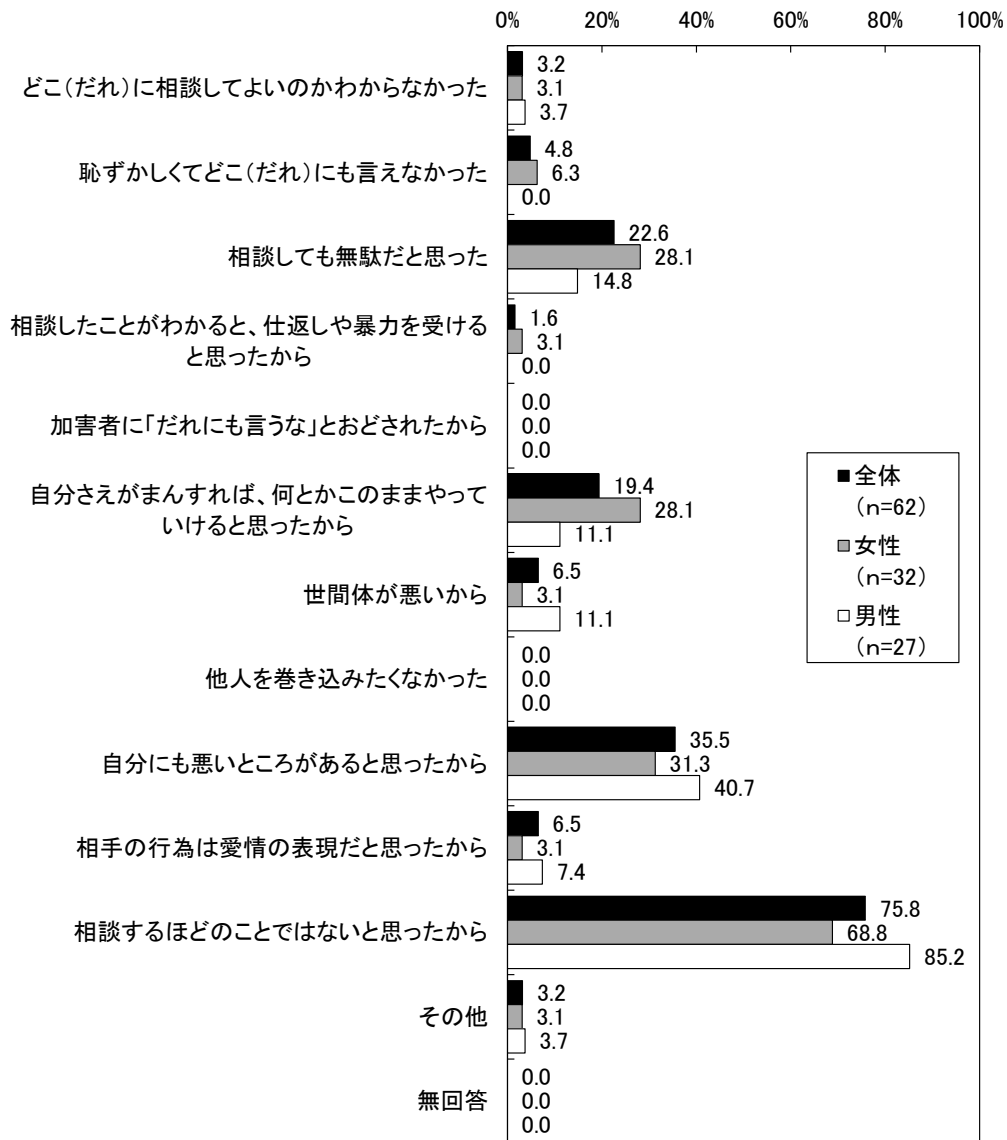
- ・被害者やその家族の保護が必要な場合には、関係機関と連携して支援を行っています。今後も関係機関と情報交換を行い、迅速な支援が図れるよう体制整備に努めます。
- ・被害者やその家族に対して、早期に安心して自立した生活が送れるよう関係機関と連携し、状況に応じた支援を行っています。今後も、相談があった場合、速やかに関係機関の紹介や引き継ぎが行われるよう、連携を深める等相談体制の整備を進めます。

### 【暴力を受けたときの対応】



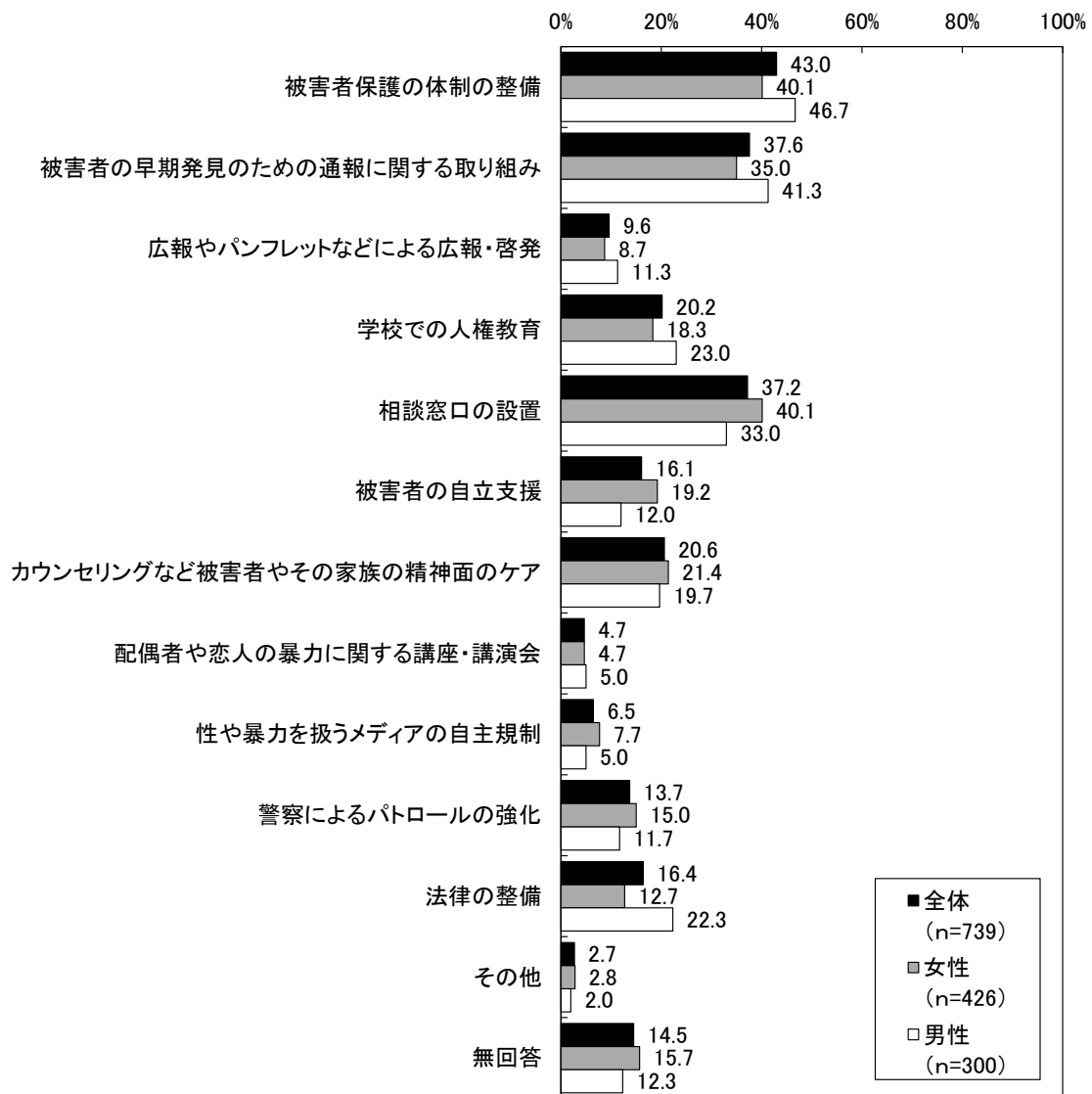
資料：平成 29 年度 宮若市男女共同参画に関する市民意識調査

【暴力を受けたことを相談しなかった理由】



資料：平成 29 年度 宮若市男女共同参画に関する市民意識調査

【パートナーからの暴力の防止のために必要なこと】



資料：平成 29 年度 宮若市男女共同参画に関する市民意識調査

## (1)あらゆる分野への男女共同参画の推進

あらゆる分野において、性別に関わりなく人材の活用を図ることで、さらなる経済の活性化や生活環境の向上につながることも見込まれます。

近年、大規模な自然災害の多発するなか、防災の分野についても、これまで男性が中心だった活動の中に女性の参加を進めることで、その活動の活性化を図る必要があります。

また、避難活動や避難体制の整備についても、男女それぞれの視点から適切な配慮が行われる必要性が指摘されています。

今後は、これらの視点に配慮したうえで、宮若市地域防災計画等に基づき、男女それぞれの立場に立った支援を行うことが重要です。

## ■ 具体的施策 ■

## ①まちづくり等における男女共同参画の推進【産業観光課】

- ・観光推進を目的とする組織に女性の参画を進め、各種イベントや事業、パンフレット等の制作物に女性の意見を反映しています。今後も、これらの取り組みを継続して実施し、地域振興につなげていきます。

## ②防災分野等における男女共同参画の推進【総務課】

- ・自治会、自治会ブロック単位等で幅広く防災研修会・防災訓練等を行っており、今後も男女共同参画の視点に配慮し、継続して実施します。
- ・避難活動や避難体制について、男女共同参画の視点から整備に努めます。
- ・地域防災会議への女性委員の積極的な登用等により、防災における男女共同参画の推進に取り組んでいきます。

## (2) 高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境の整備

性別、年齢、障がい、国籍等に関わらず、地域の誰もが安心して暮らせる環境をつくるためには、まずそれぞれの特性と抱えている課題を把握したうえで、自立した生活を送れるように適切な支援を行う必要があります。

近年では少子高齢化が進行し、高齢者への支援、障がい者とその家族への支援は急務となっています。このほか、ひとり親家庭、生活困窮者など、地域の中で様々な困難を抱える人たちが存在します。

こうした人たちへの支援についても、性別により不利益を被ることがないように、男女共同参画の視点が必要になります。

また、安全・安心に関わる問題として、高齢者や障がい者、児童に対する虐待についても社会問題となっており、ドメスティック・バイオレンス（DV）と同様に、あらゆる暴力の根絶に向けた視点からの取り組みも、必要になっています。

### ■具体的施策■

#### ① 高齢者・障がい者等の自立支援【健康福祉課】

- ・ 公共施設などにおいて介護予防教室を実施するほか、自治会単位など地域の公民館等で介護予防教室も実施しています。こうした活動に男女とも参加しやすい内容に配慮しながら、今後も継続して実施します。
- ・ 障がいのある人の自立した生活を支援するため、住宅改修等の支援、訪問サービスや外出・移動支援サービスを行っており、これらの支援にあたっては障がい者の性別にも配慮し、利用しやすい環境のもと、今後も継続して取り組みます。

#### ② ひとり親家庭等への支援【子育て支援課】

- ・ 母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等の相談に応じるほか、個人の能力やワーク・ライフ・バランスを考慮した就職支援を、今後も継続して実施します。
- ・ 母子家庭・父子家庭に対して、男女ともに児童扶養手当等、生活の安定のための支援や就職に向けた支援を今後も継続して実施します。



## ■具体的施策■

### ③高齢者・障がい者等の社会参画に向けた取り組み【健康福祉課】

- ・宮若市高齢者福祉計画に基づき、高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献することを奨励し、支援することにより、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防事業を実施しています。今後も事業の周知を進め、男女ともに参加を促進しながら継続して実施します。
- ・宮若市障がい者計画・障がい福祉計画に基づき、障がいのある人の社会生活を支援するうえで、働く意欲のある人がその能力を活かして働ける場をつくるため、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等との連携を図り、啓発及び情報提供を行っています。今後も、性別による格差が生じないように配慮しながら、継続して取り組んでいきます。

### ④児童や高齢者等への虐待の根絶と被害者の支援【子育て支援課・健康福祉課】

- ・パンフレットの配布や地域の方が集まる場所を活用し、虐待防止について啓発を行っています。今後も、情報の受け手が男女に偏ることがないように配慮しながら、継続して取り組んでいきます。
- ・毎年、家庭児童相談員が、保育所・幼稚園・小学校・中学校を訪問し、児童虐待についてのチラシを配布依頼するとともに、児童虐待と疑われる場合の学校等の対応方法について説明を行っています。また、宮若市要保護児童対策地域協議会を主体に関係機関と連携し、要保護児童等への支援を実施するとともに、保護者への支援も継続して行います。

### (3)生涯を通じた男女の健康支援

男性と女性は社会的に平等であるとともに、様々な部分で性別による違いがあることも理解されなければなりません。女性は妊娠や出産、女性特有の疾患等を経験する可能性もあるなど、生涯を通じて男女で異なる健康上の問題もあります。

そのような実態を踏まえたうえで、男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現に向け、ライフステージに応じた健康支援の取り組みを進めていく必要があります。

本市においては、健康診断や健康相談等によって健康づくりを支援するとともに、健診により女性特有の疾病等の予防に取り組んでおり、今後も情報提供や各種保健事業等を推進していきます。

さらに、女性については、妊娠・出産が心身に大きな影響を与えるため、女性の健康維持を支援していきます。

#### ■具体的施策■

##### ①男女の健康保持・増進に向けた取り組みの推進【健康福祉課・市民生活課】

- ・生活習慣病やがんの予防・早期発見のため、国保特定健診やがん検診(胃・肺・大腸・子宮・乳・前立腺)、40歳未満の健康診断などの健診を実施しています。また、特定健診や40歳未満の健康診断については、結果説明会を開催し、受診者一人ひとりと生活習慣について相談し、健康づくりに関する情報提供と生活習慣改善の保健指導を実施しています。これらの事業は男女ともに等しく受診を進める一方で、性別や生活習慣の違い等にも配慮しており、今後も継続して実施します。
- ・生活習慣病予防のため、保健センターで運動教室を実施しています。また自治会等からの要望テーマに応じて地域に出向いて健康講座を実施し、健康づくりに関する情報提供を行っています。今後も事業内容の周知を充実させ、男女の健康づくり支援を継続して実施します。

##### ②妊娠、出産に伴う女性の健康支援【健康福祉課】

- ・妊婦健康診査の推進や乳幼児の訪問指導などを通じ、女性を心身ともに支援します。

##### ③性に関する教育や薬物等に関する情報提供【健康福祉課・学校教育課】

- ・学校において、性教育カリキュラムを実践しており、今後も継続して実施します。
- ・喫煙や薬物などが身体にもたらす影響などについての情報提供は、国や県の取り組みについて広報紙に掲載し周知を行っています。今後も、国や県の取り組みと協調しながら啓発を行っていきます。

## 第6章 推進体制

この基本計画には、本市における男女共同参画全体の方向性が示されており、この計画に基づき、行政、市民、各種団体、事業所等が、互いに連携し、取り組みを進めていく必要があります。

そのため、以下のような推進体制の整備を図り、男女共同参画社会の構築を進めます。

### 1. 庁内推進体制の整備

男女共同参画の現状や課題の把握、調査及び研究を行うとともに、本計画の定期的な進捗状況の把握を行うため、「男女共同参画推進本部」において、全庁的な取り組みを推進します。

### 2. 市民、各種団体、事業所、関係機関との連携

男女共同参画社会の構築を図るため、市民、各種団体、事業所や国・県などの関係機関と連携を図り、計画を推進します。



# 資料編



# 1. 宮若市男女共同参画計画策定協議会

## 宮若市男女共同参画計画策定協議会設置要綱

平成22年7月15日

告示第116号

改正 平成23年4月1日告示第80号

平成26年3月31日告示第76号

平成29年3月31日告示第62号

### (設置)

第1条 本市における男女の人権の尊重と男女共同参画社会の実現を目指して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するため、宮若市男女共同参画計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) その他男女共同参画計画の策定に関し必要な事項

### (組織)

第3条 協議会の委員は10人以内とし、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募による市民（市内で働く者を含む。）
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

2 前項に掲げる委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数が、委員総数の10分の4未満であってはならない。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の事務が完了するまでとする。ただし、前条第1項第1号に規定する委員で、その職を退いた者は、委員の任を解かれたものとする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事について必要があるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、民生部保護人權課において処理する。

### (その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成23年4月1日告示第80号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成26年3月31日告示第76号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成29年3月31日告示第62号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。



(第3条関係)

宮若市男女共同参画計画策定協議会 委員名簿

No.	団体名・所属等	氏名	役職名	備考
1	香蘭女子短期大学	神崎 智子	会長	2号委員 学識経験者 (元(公財)アジア女性交流・研究 フォーラム 主席研究員)
2	直方人権擁護委員協議会	塩川 利一	副会長	1号委員 各種団体の代表者
3	宮田更生保護女性会	中村 早苗	委員	1号委員 各種団体の代表者
4	若宮更生保護女性会	安田 真理子	委員	1号委員 各種団体の代表者
5	宮若市PTA 連合会	山元 秀一	委員	1号委員 各種団体の代表者
6	宮若商工会議所	竜口 浩一郎	委員	1号委員 各種団体の代表者
7	若宮商工会	安永 徹	委員	1号委員 各種団体の代表者
8	直鞍農業協同組合	光永 照代	委員	1号委員 各種団体の代表者
9	市民公募	宇野 千恵	委員	3号委員 公募による市民
10	市民公募	荒牧 直子	委員	3号委員 公募による市民

敬称略

## 2. 宮若市男女共同参画推進本部

宮若市男女共同参画推進本部設置要綱

平成22年7月15日

告示第117号

改正 平成23年4月1日告示第80号

平成26年3月31日告示第76号

### (設置)

第1条 宮若市男女共同参画の推進に関する計画の素案の策定及び諸施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、宮若市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する計画の素案の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画の施策の推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には副市長を、副本部長には教育長をもって充てる。
- 3 本部員には、関係部長、関係次長及び関係課長をもって充てる。
- 4 本部長は推進本部を総括し、推進本部を代表する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

### (幹事会)

第5条 男女共同参画の推進に関する企画及び立案並びに調査及び研究をさせるため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会の幹事は、関係課長補佐及び関係係長をもって充てる。
- 3 幹事会は、必要に応じて保護人権課長が招集し、その議長となる。
- 4 幹事会は、必要があると認めるときは、その会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

**(庶務)**

第6条 推進本部及び幹事会の庶務は、民生部保護人權課において処理する。

**(その他)**

第7条 この告示に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

**附 則**

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則（平成23年4月1日告示第80号）**

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則（平成26年3月31日告示第76号）**

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(第3条関係)

宮若市男女共同参画推進本部員構成

本部長		副市長
副本部長		教育長
本部員	1	総務部長
	2	総合政策部長
	3	民生部長
	4	産業建設部長
	5	教育部長
	6	若宮総合支所長
	7	民生部次長
	8	産業建設部次長
	9	総務課長
	10	総合政策課長
	11	まちづくり推進課長
	12	子育て支援課長
	13	建築都市課長
	14	産業観光課長
	15	農政課長
	16	学校教育課長
	17	社会教育課長
事務局	保護人権課	

(第5条関係)

宮若市男女共同参画推進本部幹事会構成

幹事	1	総務課長補佐
	2	総合政策課長補佐
	3	子育て支援課長補佐
	4	健康福祉課長補佐
	5	社会教育課長補佐
	6	総務課総務グループ係長
	7	総務課防災安全係長
	8	総合政策課秘書・政策推進グループ係長
	9	まちづくり推進課地域振興係長
	10	まちづくり推進課拠点整備推進係長
	11	子育て支援課幼児育成係長
	12	健康福祉課障がい者福祉係長
	13	健康福祉課健康対策係長
	14	健康福祉課地域包括支援センター係長
	15	産業観光課商工振興係長
	16	産業観光課観光推進係長
	17	農政課農業振興係長
	18	建築都市課住宅管理係長
	19	学校教育課学校教育係長
	20	社会教育課公民館・スポーツ振興係長
事務局	保護人権課	

## 3. 用語解説

### あ行

#### 育児・介護休業法

正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。法律に規定されている労働者の育児・介護休業について、事業主が制度を設けるものです。子どもの養育や高齢者の介護などのために、労働者が休みをとることができる制度の設置などを事業主が行うことなどにより、労働者の雇用の継続を図るとともに、育児又は家族の介護のために退職した労働者の再就職の促進を図ります。

### か行

#### 家族経営協定

家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就労条件・就業環境について家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。家族みんなで実行し、必要に応じて内容の見直しも行います。

#### 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」など、男女ははじめから性別によって適した役割や能力、活動する分野があり、それを分担するのが当然とする固定的な意識のことです。

### さ行

#### 参画

単に参加するだけでなく、企画・立案や決定にも関わり、意見などを出し、負担や責任も担うといった主体的かつ積極的な行動のことです。

#### ジェンダー（社会的・文化的性別）

生まれる前に決定される生物学的な性の違い（Sex／生物学的性別）に対して、社会的・文化的に作り上げられた性差観念のことです。日常生活の中で期待される「男らしさ、女らしさ」や「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識も、ジェンダーの一部です。

#### 女性活躍推進法

正式には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」といいます。女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定められています。

## ストーカー

同一の者に対し、つきまとい、交際等の要求、著しく乱暴な言動などを反復して行う者のことです。平成12年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が制定され、規制の対象となりました。

## セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

身体への不必要な接触、性的関係の強要、衆目にさらされる場所へのわいせつな写真の掲示などの性的いやがらせのことです。職場内のみならず、施設における職員とその利用者の間、団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こりえます。

た行

## 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。（男女共同参画社会基本法第2条）

## 男女共同参画社会基本法

男女共同参画政策推進の包括的根拠法。男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置づけ、基本理念・方向を示し、国・自治体・国民の責務を定め、取組を推進するための法律です。

## 男女雇用機会均等法

正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といいます。雇用の分野で、男女に平等に機会が与えられ、待遇が確保されることを目指す法律です。また、女性労働者に関して、妊娠中及び出産後の健康の確保を図るなどの措置を推進することを目的とします。

## 特定事業主行動計画

女性活躍推進法第15条に基づき、国の各府省や地方公共団体等が策定する女性活躍の推進に向けた取組に関する行動計画。

## ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人などの親しい人間関係にあるパートナーからの暴力です。暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などがあります。

## な行

### 認定農業者

経営の規模拡大や生産方式・経営管理の合理化等の農業経営の改善を図るための「農業経営改善計画」を作成し、市町村からその計画を認定された農業者です。実質的に共同経営を行っている場合、収益の配分と経営方針決定への参画が明確にされている家族経営協定が結ばれていること等を要件に、夫婦等による認定農業者の認定の共同申請が認められています。

## は行

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、被害者の相談を受けたり、一時保護を行ったりするなどの機能を果たすことや、裁判所が発する接近禁止命令や退去命令について規定しています。

## ら行

### リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

生涯を通じて自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利のことです。子どもを産む・産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと、さらには思春期や更年期における健康上の問題も含まれ、幅広い課題を対象としています。1994年国際人口・開発会議において女性の人権として提唱されました。

## わ行

### ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などの様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態をいいます。



## 4. 関係法令

### (1) 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

#### 目次

#### 前文

#### 第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

#### 第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

#### 第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### **（男女の人権の尊重）**

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### **（社会における制度又は慣行についての配慮）**

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### **（政策等の立案及び決定への共同参画）**

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### **（家庭生活における活動と他の活動の両立）**

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### **（国際的協調）**

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

### **（国の責務）**

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### **（地方公共団体の責務）**

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### **（国民の責務）**

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

### (法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### (年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### (都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### **（施策の策定等に当たっての配慮）**

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

#### **（国民の理解を深めるための措置）**

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

#### **（苦情の処理等）**

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

#### **（調査研究）**

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

#### **（国際的協調のための措置）**

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### **（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）**

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### **第3章 男女共同参国会議**

#### **（設置）**

第21条 内閣府に、男女共同参国会議（以下「会議」という。）を置く。

#### **（所掌事務）**

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

#### (議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

#### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

### **（男女共同参画審議会設置法の廃止）**

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

### **附 則（平成11年7月16日法律第102号） 抄**

#### **（施行期日）**

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成13年1月6日）

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

#### **（委員等の任期に関する経過措置）**

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

#### **（別に定める経過措置）**

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

### **附 則（平成11年12月22日法律第160号） 抄**

#### **（施行期日）**

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**【以下省略】**

## (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号  
最終改正：平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

### 目次

#### 前文

#### 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

#### 第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等（第 2 条の 2・第 2 条の 3）

#### 第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等（第 3 条—第 5 条）

#### 第 3 章 被害者の保護（第 6 条—第 9 条の 2）

#### 第 4 章 保護命令（第 10 条—第 22 条）

#### 第 5 章 雑則（第 23 条—第 28 条）

#### 第 6 章 罰則（第 29 条・第 30 条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第 1 章 総則

#### （定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

## **（国及び地方公共団体の責務）**

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## **第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等**

### **（基本方針）**

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### **（都道府県基本計画等）**

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## **第2章 配偶者暴力相談支援センター等**

### **（配偶者暴力相談支援センター）**

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。



- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

#### （婦人相談員による相談等）

第24条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

#### （婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第3章 被害者の保護

#### （配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
  - 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
  - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

#### **（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）**

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

#### **（警察官による被害の防止）**

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### **（警察本部長等の援助）**

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

#### **（福祉事務所による自立支援）**

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### **（被害者の保護のための関係機関の連携協力）**

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### **（苦情の適切かつ迅速な処理）**

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### **第4章 保護命令**

#### **（保護命令）**

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消

された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺

につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合限り、することができる。

#### （管轄裁判所）

- 第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
  - (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### （保護命令の申立て）

- 第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
  - (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
  - (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
  - (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

□ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

### （迅速な裁判）

**第13条** 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

### （保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

### （保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

### （即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### (保護命令の取消し)

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
  - 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

#### (第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

- 第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18

条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

#### **（事件の記録の閲覧等）**

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### **（法務事務官による宣誓認証）**

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

#### **（民事訴訟法の準用）**

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

#### **（最高裁判所規則）**

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

#### **【以下省略】**

### (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

改正平成29年3月31日法律第14号

#### 目次

第1章	総則（第1条—第4条）
第2章	基本方針等（第5条・第6条）
第3章	事業主行動計画等
第1節	事業主行動計画策定指針（第7条）
第2節	一般事業主行動計画（第8条—第14条）
第3節	特定事業主行動計画（第15条）
第4節	女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）
第4章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条—第25条）
第5章	雑則（第26条—第28条）
第6章	罰則（第29条—第34条）
	附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

##### （基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。



3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### （事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 基本方針等

### （基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### （都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第3章 事業主行動計画等

#### 第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第2節 一般事業主行動計画

##### （一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 計画期間
  - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

#### **（基準に適合する一般事業主の認定）**

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

#### **（認定一般事業主の表示等）**

- 第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

#### **（認定の取消し）**

- 第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。
- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
  - (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
  - (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

#### **（委託募集の特例等）**

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、

その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

#### （一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

##### (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

##### (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

##### (職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報

の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### **（財政上の措置等）**

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### **（国等からの受注機会の増大）**

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

#### **（啓発活動）**

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

#### **（情報の収集、整理及び提供）**

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

#### **（協議会）**

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

#### （秘密保持義務）

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### （協議会の定める事項）

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第5章 雑則

#### （報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

#### （権限の委任）

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

#### （政令への委任）

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

### 第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第4項の規定に違反した者
- (2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項の規定に違反した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

#### (平29法14・一部改正)

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

#### 附則

##### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

##### (この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

- 2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

##### (政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

##### (検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

##### (社会保険労務士法の一部改正)



第5条 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1第20号の26の次に次の1号を加える。

20の27 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

#### （内閣府設置法の一部改正）

第6条 内閣府設置法（平成11年法律第89号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項の表に次のように加える。

平成38年3月31日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第5条第1項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
------------	--

#### 附則（平成29年3月31日法律第14号）

##### （施行期日）

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日 (2) 及び(3) 略

(4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項2及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定（「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。）、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定平成30年1月1日

##### （罰則に関する経過措置）

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

##### （その他の経過措置の政令への委任）

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。



---

第2次宮若市男女共同参画基本計画

平成30年2月

発行 宮若市 民生部 保護人権課

〒823-0011 福岡県宮若市宮田 29 番地 1

TEL : 0949-32-0765

FAX : 0949-32-9379

---